

第五十八回国会
衆議院

沖繩及び北方問題等に関する特別委員会議録 第十五号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 上村 千一郎君

理事 小淵 恵三君

理事 川崎 寛治君

理事 大村 襄治君

理事 北澤 直吉君

理事 箕輪 登君

理事 中谷 鉄也君

理事 依田 圭五君

理事 斎藤 実君

出席國務大臣

國務大臣 田中 龍夫君

國務大臣 齋藤 実君

出席政府委員

總理府特別地域
連絡局参事官 加藤 泰守君

法務省民事局長 新谷 正夫君

厚生省国立公園
局長 網野 智君

労働省職業安定
局長 有馬 元治君

委員外の出席者

總理府特別地域
連絡局監理渡航
課長 守谷 道夫君

防衛庁防衛局第
一課長 今泉 正隆君

法務省民事局第
三課長 住吉 君彦君

文部省初等中等
教育局審議官 佐藤 薫君

農林省農地局管
理部長 小山 義夫君

水産庁漁政部長 岩本 道夫君

労働省労働基準
局労働管理課長 桑原 敬一君
労働省職業安定
局失業保険課長 増田 一郎君
自治省行政局行
政課長 林 忠雄君
自治省行政局振
興課長 遠藤 文夫君

本日の会議に付した案件

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置
等に関する法律案を議題とし、審査を進めます。
資料の要求に関する発言を求められております
ので、この際、これを許します。斎藤実君。

○斎藤(実)委員 今回の小笠原諸島復帰に伴う暫
定措置法案の中で、政令で特別の措置を講ずるも
のとするという項目が非常に多いわけです。この
復帰に伴ってこまかい政令が相当あると私は思う
のですけれども、政令のどんな項目があるのか、
こまかいことは別として、政令の項目だけでも資
料として出していただかないと、これはちょっと
審議できないと私は思うのです。そういう点で、
細目の政令は、別として、政令の項目だけでも資
料として提出してもらいたい。

○田中(龍)大臣 ただいまの資料の御要求に対し
ましては、できる限り努力いたしまして、御期待
に沿うように精励いたします。

○斎藤(実)委員 それはいつ出しますか。

○田中(龍)大臣 きょうじゅうに出します。

○斎藤(実)委員 委員長、私の質問の前にひとつ
出していただきたいと思ひます。

○床次委員長 前回に引き続き質疑を行ないま
す。

○美濃委員 そのうすると、この法律で「政令の定
める日」というのは、七、八年と解釈して間違ひ
ないですか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

この点につきましては、先ほど申し上げました
ように、農地法の未墾地の扱いと大体同じように
したいと考えておりますので、北海道では七年の
ようでございますが、大体五年ないし七年ぐらい
を一応予想しております。

○美濃委員 いまの説明の中で未墾地と同じよう
な取り扱いをするというところは、どういう方法か、
お伺いいたします。

○加藤(泰)政府委員 私、ちょっとことばが足り
なかったかもしれませんが、未墾地の場合に
農地法が完全に適用されるのは七、八年という
ことでございます。先ほど申しましたように、旧
耕作権、昭和十九年にございました耕作権をどう
保護するかという問題を考えたときに、本来なら
ば農地でございまして、農地法の適用がないよ
うなそういう状態なんだけれども、何らかの形で
保護していききたい。しかも極端なことを申し上げ
れば農地法の適用はない、したがって、もし現在
存在しているとしても、民法だけの規定に基づい
て規律が行なわれるということになりますと、極
端なことを申し上げますと、施行と同時に解約の
申し入れというふうなこともありますと、昔とい
いますか、昭和十九年にあった耕作権の保護にや
はり欠けることになりましたので、そういうことを
考えますと、現在の時点、農地でない、したがっ
て農地の保護が受けられない、そういうことを念
頭に置いて何らかの形で保護したい。そうした場
合に、既墾地のような保護ができない、したがっ
て結果としては未墾地のような、七、八年たつて
既墾地のはうになり得るような、そういうような

ことを一応念頭に置きまして、そしてその間は農地法の適用をしない。そのかわりこの法律によって保護していくということで、現在農地でないという現状、そのためには農地法の保護を受けられないという事実、そういうことを勘案して特別の保護を与えるための、逆に言えば農地法の適用がないということは、この法律で特別の保護を与えるということから、その必要がないということに考えているわけでございます。

○美濃委員 この規定でいきますと、たとえば耕作権のある者が全部帰島するとは言えないわけですが、農地法というのは、もちろん現況は五五五関係というものは出てこないと思えますけれども、私の言っているのは、いわゆる民法的に十三条でこういう方法で農業開発を進めるということに非常に問題がある。やはり農地法というのは全条文でありますから、農地法を適用して未墾地買収をする。未墾地はもちろん認定買収でありますから、帰って来たときに未墾地として適用ができるのであります。認定買収ですから、現況農地だから、買収するのだから。そして農地法を適用して、そして未墾地で買収して、もちろん所有者権限があつて復島して自作農をするというところでは買収する必要はないのです。農業しない者は買収して、新たなこの島の農業計画を立てるべきだ。そうしないと、十三条の規定で、旧権利の存在しておるものをこういう方法で開墾するということは、いわゆるこの条文で規制する範囲というのは、私は知れておると思うのです。ほとんど民法の解釈になりまして、全く農地法の及ばない、農地法からいうと治外法権地域ができる。しかもその年限は七、八年という、これは農業振興上かなり問題がある。また農地法というのは農業の位置づけをする、いわゆる自立経営の位置づけをするきわめて大切な法律基準でありまして、この法律の適用なしに農業を振興するということは、いまの日本の情勢、また本土との農業振興上の格差、当該農民に及ぼす影響から、この十三条の規定の範囲というものは、民法を拘束するに足

るものじゃないかと思うのです。そういう関係からと、もう一つは、調査もしておるわけですから、この暫定措置法の中で、小笠原の農業は、アウトラインとして大体どういう規模でどういう方向で農業開発が行なわれるべきであらうと想定しておるか、それを伺いたいと思います。

○加藤(衆)政府委員 この十三条と七条の農地法との関係についてお答えいたします。確かに先生のおっしゃるように、農地法そのものは自作農創設をして安定という政策的に非常に強い線を持った法律であると思えます。したがって、それ自体小笠原においても近い将来適用されて、それで農業経営の安定をはかつていくというのは当然のことであるわけでございますが、ただ、この暫定法において取り上げるべきものと、それから私の立場から申し上げますれば、復興計画として取り上げていくものとは一応区別して考えていきたいというふうに思うわけですが、したがって、先生のおっしゃる点は私もよくわかるわけでございますが、今後農業開発というような形でどういう構想を持っていくかという問題につきましては、むしろ復興法に基づく復興計画の問題として将来これは考えていくべきものではないかというふうに思っております。したがって、十三条でこういう形で耕作権の保護をはかるうといはしますのは、もちろんそれは復興にかなう問題だとは思いますが、それ、十九年時点にあった耕作権を一応保護するということは旧島民の帰島促進にもなるという観点から、農業をやっておられた方々が小笠原に帰って農業をやるという権利を少なくともそういう形で確保しておくことが帰島促進にもなり、あわせて小笠原の農業開発にも資するというふうに考えて、こういう措置をとったわけでございます。

全体の農業開発というものをどういうふうに持つていくかという問題は、復興法の問題として、十分先生のおっしゃるようなことを加味しまして検討したいというふうに思うわけですが、

○美濃委員 しかし、そのことは、農業振興計画と農地法というのは相関関係を持つわけですね。

それで、具体的に作物をどうする、こうするということをやいま質問しておるわけではないので、農業を振興する意図があるのかどうか、この点です。あるいはこの法律から見ると、こういう小さい島だから、農業振興は放棄しておるのではないかと申すのです、こういうふうに出てくるということとは。小笠原なんか返ってきて、そこで農業をすることがいいのかどうか、その法律をつくるときに迷ったのではないですか。具体的な作物やなんかはこれから問題です。ですから、ここでおおよそ農業の必要はないんじゃないか。そのめどづけが、法律をつくるときの島の開発について、大体もとの農業はどの程度あるわけですか、これは御存じですね、いま時間の関係で言わなくとも。しかし、私の想定では、それはもちろん小さい島ですから、生産量は別として、あの島は島なりかなりの農業はやれると私は見ておるのです。また島の開発をするには、農業はやはりやらなければならないと思うのです。その判断がこういう法律にしたということ、いまの情勢で、この程度の島で農業はもういいんではないか、この法律立案者などにどこかそういう意識が働いておるようには考えられます。その点がどうかという事です。

○加藤(衆)政府委員 お答えいたします。小笠原の農業がどうあるべきかというところまで実は十分に、特に病虫害の問題とかあるいは本土の農業との関係等非常にむずかしい問題がありますので、私自身、いまの段階でちよつと判断できないところもございますけれども、しかし小笠原の産業が農業と水産業が重点であるということ、もうはつきり認識しているわけでございます。

この第十三条のこういう形は、これは先生の立論からは批判がおりかと思えますけれども、私なりに申し上げますれば、やはり耕作権を何らかの形で確保してやる、これが少なくとも農業を振興する第一歩であるというふうに考えておるわけでございます。第十三条はそういう意味で御解釈願いたいと思うわけです。

われわれ関係者といはしましては、小笠原の農業の振興につきましては、復興計画の段階で十分先生の御趣旨に沿うように努力をしたい、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○美濃委員 いま御答弁を承りますと、農業と水産業だ、こういうのでありますが、そうすると、この法律で、たとえば農業を振興するという場合に、まず第一点として考えられることは、いわゆる委任統治領前の農業の体系ではだめだ。あれと同じ農業を、たとえば作物を見ても、昭和十四年の統計ではカボチャが千三百何十ヘクタールという、カボチャを千四百ヘクタールも千五百ヘクタールもつくつても、これは商品価値はございません。カボチャなんかはいま食べておりません。ですから、農業は変わるわけです。そうすると、農業の経営規模について、もとの農業者にそっくりそのままいゆる耕作権で返して、そしてこういう方法で七年か八年この法律で賃借権を一応保護して開墾をやらすんだ、こういう幼稚な農業の進め方というのはいまの時代に合わないということを私は申し上げておる。それが第一点。

それから第二点は、たとえば賃借権のある者が帰れば十三条で開墾に着手ができるでしょう。土地所有者の本人がみずから農業をやらない、賃借者も帰島しない、こうなつた場合、民法上の権限からいいますと、土地所有者はそのまま、開墾しようとしまいと、土地所有者の権限そのまま放置されるということになるのじゃないか。未墾地買収の法律上の規定があるところに、開墾しなければ買収されるというところに、開墾に応ずるものがある。全く利権的に旧土地所有者の民法上の権利そのまま、法律上たとえばいまの農地法は、転用許可なしに、りっぱな農地に植樹をした場合、そういう土地所有者の農業振興上の弊害となる行為は法律で禁止して、きびしく拘束しておるでしょう。この拘束が反面そういう農業振興以外に土地を使おうとする土地所有者の意思に合わなくて、農地法というものを非難しておる面が出てくるわけです。これは自分の意思に合わないか

ら法律を非難する。真の農業振興から見れば、いまの農地法というものは大切なわけですが、そうすると、島の開発が農業と漁業だといながら、この十三条だけでは相当部分が土地所有者の任意になる、開墾しようといふと、これでは開墾は進まないと思ふのです。きちつとした秩序ある島の開発といふものは進んでいかない、この十三条では民法的に土地所有者の任意になりますから。その点どうですか。農林省の見解もあわせて承りたいと思ふます。

○加藤(泰)政府委員 土地所有者も旧島民も旧島民の場合のお話でしたが、確かにこの法律案は、特にこの第十三条におきましては旧島民の旧島民促進のための一つの手段として昔あった耕作権を保護してやろう、そして旧島民の場合に、少なくとも生活をどういう方向でやっていくかという一つのめどにするための権利を何らかの形で保護していきたいというふうに考えて第十三条という特別の規定を設けたわけでございます。したがって所有者も旧島民も両方とも旧島民でないという場合には、もちろんこの第十三条の働く余地はないわけでございます。したがって、その場合にどういうふうに土地を開発していくかという問題は、確かに先生のおっしゃるような問題はあります。しかし、この点は、私がいまの時点におきまして申し上げられるのは、それは小笠原の復興計画の問題としてどういうふうに行っているかという問題であると考えているわけでございます。先生のおっしゃる点はよく私は理解できるわけでございますので、その点につきましては復興法の段階で十分検討してみたいと思ふます。

○小山説明員 十三条の規定についてでございますが、かつて耕作目的の賃借権を有しておりました者は優先的に土地所有者に対して賃借権をこの時点において設定するための申し出ができるというふうな一項で規定をされておりますが、さらにそういう申し出があったときに、第四項の規定で、特別の理由がなければ土地所有者はその申し

出を拒絶することができないという規定がございます。これで「政令で定める特別の理由がある場合でなければ」ということで政令に譲っておりますが、ただいまのところ、私も考えておりますのは、旧耕作権者が今日までの間に自分のほうから権利を放棄したりあるいは譲渡、転賃をしたりといたつたような場合を限定して政令を定めるつもりでございます。したがって、土地所有者に対して申し出をすれば、まず普通の場合であれば、原則としてそれは地主は承諾をしなければならぬ、そういう仕組みにしたいと思いますので、ほんとうに島へ帰って熱心に農業をやろう、こういう旧耕作権者は十分その権利が保護される、優先的に賃借権が設定されるというふうに考えております。

○美濃委員 いま、帰るのでありますから、その土地台帳も明確だ、こういうのでありますから、その賃借権というものはいまから二十年前の賃借権を生かすということでしょう。それ以外の新しい賃借権をこの法律ではいってないと私は思ふのです。その点どうですか。

○小山説明員 おっしゃるとおり、この法律の規定は、昭和十九年三月末現在にありました耕作権が、その後期間の満了とかいろいろな事情で切れておりますときに、復活をさせる規定でございます。当時は、多くはその期間の定めのない賃借権であつたと思ふのです。内地もそうでございます。したがって、おそらくこの島もそうであつたと思ふのですが、そういうものは大体現在もそのまま、特別のこの法律の規定に待つまでもなく、有効に存続をしておると思ふますので、それは今日においても自由に島に帰って、その耕作権に基づいて耕作をすることはできるわけでありまして、さらに新しく、いままで全く賃借関係がなかつた者について、地主が全く新規の事業にその土地を貸す、農地を貸す、農耕の目的で賃借を結ぶということでは別々にこの法律は特に禁止も何もいたしてござ

いません。

○美濃委員 私の問いたいののは、賃借をするという意思に基づいて新しく賃借するのでなくて、地主は耕作権の所在がなければ拘束されない。たとえば開墾することもしない。何の拘束もないのじゃないですか、土地所有者には。あとは民法上の任意になるのではないですか。たまたま耕作権のあつた者が復権要求をしてきた場合、それはこの法律で賃借権を生かすということになっておるけれども、その賃借権の復権を放棄した場合、耕作権者がもう帰らないと言つて——帰れば要求しますからが自作農をしていて、今度はもうあの島に帰らぬで利権的に持つておるといふか、これは開墾するしない、どういうふうに使おうということには、全く民法的な土地所有者の自由である、こう解釈して私はこの法律ではあやまちがないと思ふのですが、どうですか。

○小山説明員 おっしゃるとおり、前から自作地であつた土地、それから、小作地であつたけれども、その耕作権者が島に帰らない、あるいは農業をやつてもうがいないというふうな場合には、当該地主がみずから農業をやるかどうかは全く御本人の自由でございます。

○美濃委員 私は法律というものは国民平等の適用でなければならぬと思ふが、その点が大きく変わつてくると思ふます。本土の土地所有者は、未墾地買収の規定もございまして、あるいは五ヶ関係、これは特にいいます、島の農地が宅地化するなどというところは想定に入つておりません。たとえば、植樹をするにしても、土地所有者は法律上の拘束を受けておるわけですね。返つてきたこの島だけが治外法権になる。土地所有者は全く民法上で農地法の拘束は受けない。島の開発が進むと進むまいと、もとりつぱな農地であつても、ジャングルにしてそのまゝ三年なり四年なり所有権の復活で放置しても、法律上どうすることもできない。本土にはそういうことはない。そういう状態が起きようとするときには、未墾地買収なり

その他で拘束を受けることになる。また、その前の自作農特別措置法。この前も申し上げましたが、ここには自作農特別措置法は適用されておられません。終戦後の自作農特別措置法においてはきびしい拘束を受けておるわけですね、本土の土地所有者は。そうしたら、この土地所有者は、そういうふうな農地法の適用を受けないで、全く利権的に民法の土地所有者の自由にできるということになれば、あるいは考えようによつては、経済的には委任統治領になつておつたほうがよかつたという問題が出てくる。こういう矛盾は私は許されぬと思ふのです。こういう重要な所有権の法律です。全然本土の実情と変わる法律の拘束の適用地域ができるということは、これはやはりただ権利を認めればいいではないか、という問題でなくて、根本的な日本の問題、これは農地に限りません。憲法なんかどうなるんですか。憲法あたりでも、たとえば例をとると、刑法上の犯罪を犯しても、その拘束力が違ふというのと同じことではないですか。農地法の適用がそういうふうになつていくということは、本土の土地所有者が受ける拘束と、返つてきた島の土地所有者が受ける拘束とが違ふということは、重大な問題だと思ふのです。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。その暫定法というものの性格が、先生のおっしゃる点にからんでおるわけだと思ふます。もちろん、もともと本土におきましては法令の適用関係が全部一律であるべきだといふことは、一つの当然のことと云えるわけでございますが、ただ、法律によりましては、いろいろ特殊な事情のために適用されない場合もあるわけでございます。

昔のことを申し上げまして恐縮ですが、たとえ賃借地法なんかも、いまは全面的に適用されておりますけれども、戦前においては適用されなかつたという事実もあるわけでございます。法律が全面的に適用されることは当然望ましいことだと思ふますが、ただ、具体的にこの地域についてそのまゝ適用されない場合もあるかと思ふます。

特に小笠原の問題につきましては、何しろ二十年間アメリカの施政下にあったということから来ますいろいろな問題があるわけでございます。そういう意味で、この法律は暫定的にいろいろな特別の規定を設けようというふうにいたしておるわけでございますので、治外法権というお話につきましては、いま申し上げましたようなことで、各法律についての特別規定を設けざるを得ない、また設けるのが適当だというふうな判断でこの法律ができておるといふことで、御了承願いたいと思ひます。

○美濃委員 長官にこの問題でお尋ねいたしますが、いまのような答弁でよろしいのですか、法律の適用というものは、私はいまのような答弁で了解することはできないのです。日本の国内法の適用というものが、地域によって全く違ふ。たとえば基本法とその法律の性格が大きく違つた暫定法で社会地域を形成していくなどということは、私は大きな問題だと思ふのです。基本法で拘束しておるものが暫定法では拘束されない、こういうものではないかと思ふのです。

○加藤(憲)政府委員 申しわけございませんが、ちょっと補足させていただきます。いま私の申し上げましたのは、もちろん基本的な法律ができるだけ早く適用されるということとは望ましいわけですが、短期的にはそういう状態があつてもやむを得ないというふうな意味で申し上げたわけでございまして、農地に關します限りにおきましては、私が先ほど申し上げましたように、現時点においては農地でないという事情を考慮しながら、また戦前からここ二十年間も法律的には中断しておつたというふうな事情のあることも考えながら、こういう措置をとつたわけでございますが、しかし、おっしゃる通りに、農地法というものが農地に關しての基本的な考え方をあらわしておるものであるということは、私もよく理解しておるわけでございます。したがつて、この農地法ができるだけ早く全面的に施行されるのは望ましいことであるわけでございます。したがつて、

て、先ほど七、八年というふうに申し上げたわけでございますが、七、八年後にはもちろん農地法が全面的に適用されていく、こういうことになるわけでございまして。その間につきましては、これは、農林省と十分打ち合はれておるわけではございません、やや個人的な見解になるかもしれませんが、どうあるべきかというところは十分検討されていくわけでございまして。したがつて、そういう問題も、必要な限りにおきましては、復興法の問題として十分検討に値するといふふうに私は申し上げたいわけでございまして。先生の御指摘のような農地法の精神につきましても、そういうようなことで解決していきたいといふふうに私は思つております。

○美濃委員 長官はどうですか、法律の点では。○田中国務大臣 こういふふうな非常にむづかしい問題は、法務省の見解を求めなければならぬかも知れませんが、日本憲法のできまゝにあらたりまして、やはりその地域社会に対する一つの前提の条件といふものがあつての憲法になつておると思ふのであります。今日まで施政権がなく、法域を異にし、また客観的条件もほとんど無人島に近いような状態におきまして、それをいま日本の国土の中に編入されようとする場合に、そこに私は何か常識的に言ひまして、それを受け入れる態勢において断層ができておるような気がするのです。だから、おっしゃるとおり、理論的にはまさにそのとおりだと思ひますけれども、では、本土に復帰したその瞬間から現行憲法がすべて適用されるかといふようなことになりまして、たとえて申すならば、日本国憲法の場合には地方自治体とかなんとかいふふうなものごと規定されておりますけれども、現に小笠原の場合には、本土に復帰した後におきまして、まだ自治体も形成されておらないような状態で、新しく村をつくらなくてはならぬとかなんとかいふふうなことに相なる。理論的にはそんなことはあり得ないと言われるかも知れませんが、現実にはそ

こにまだ日本の法域に対する前提条件の欠如があるように思ひます。この点は法務省の見解を聞かなければなりません。常識的にどうも美濃先生のお話が当該農地法の場合もそれと同じような関係で、これはあくまでも暫定法でありますから、現行日本国憲法が施行される一つの前提を形成するためのどうも特殊法のような気がするわけでございまして。その点は、法解釈を權威ある筋からいへんやうにいたしたいと思ひますが、率直に言つて、私にはどうも御質問もびんとこないし、答弁もびんとこないのです。どうでしょう。

○美濃委員 どうも長官の考えは困つたもので、私の言つてゐるのは、たとえば、もちろん答弁で七、八年と言われました。そういう長い間この土地所有権者の民法上の企く任意なる土地がかなりできてきて、ジャングルで放置してあつても、農業を形成する中で、農業をつくつていくこととする中で、七年も八年もジャングルそのまま、おれは興ざないんだと言つたら、それをどうすることでもない。これはたいへんです。そういうことでは、村をつくるのかなんとかいふ問題もあつておるわけですが、いま人がいない。ただ、私の言つてゐることは、非常に問題がある。それなら七条と十三条を削つておけばいいわけですが、まず村をつくつて受け入れ態勢をつくる。そして七条、十三条という問題は、七年も八年もそういう状態で、本土の土地所有者と全然安定度の格差のある状態で放置される面が出る。こういう法律の適用はあり得ないといふことを言つておるのだ。

○田中国務大臣 これは前回美濃先生の御質疑に對しまして私が答へたと同じことになると思ふのであります。これは暫定法を御提案いたしまして、こういうものの考え方ですべて参入することにはいたしますが、いまのお話しの所有権の主張の期間を七年間とか何年間とかいふようにする。はたしてこれがあれなのかといふことになりますと、なかなかむづかしい問題があると思ひま

すが、これはこの暫定法において一応のめどを立てて、それから日ならずして今度はどうせ復興法を出さなくてはならないわけでございまして。その復興法の際までの間に、私はただいまお話が出ましたような農地法の問題についていかに適用するか、まだ農地法が適用されていらないわけでありまして、旧地主の買い上げも行なわれていないといふような状態でありまして、その間、先般申し上げたやうに、やはりある程度、国が眠つております権利を買い取つて、そして計画的な土地形成をしなければならぬといふような問題もありましようし、そういう場合にただいまの権利の問題等ももう一ぺんあらためて考え直していかなければならぬのじゃないか。ただいまは、担当官が申し上げましたやうに、むしろ十三条などというものは、現在おる人とそれから旧島民で本土におられる方に対する帰島促進の一つの希望といひます。か、与えるといふような意圖の含まれた条文じゃないかと私は思ふのであります。

お話しのような、今後これが基本になりまして農業関係の開発が行なわれるとかなんとかいふ場合におきましては、やはりもつとも計画性のあるしつかりとした考え方ではないければならぬ。そういう点は復興法に譲つて解決すべきものではないかといふふうな気持ちでございまして。○美濃委員 時間がないうえですが、そうすると、この復興法という法律をつくるのは目安としてはいつごろですか。

○加藤(憲)政府委員 お答えいたします。実はこの法律案をつくる段階におきましては、御承知のように、第一回目の政府の総合的な調査団が行つた直後、それによつて明らかにした事実をもとにしてつくつておりますので、小笠原の開発をどういふふうに行つていくかといふところまでの専門的な調査が十分できていなかったわけでございまして。したがつて、いま次々と出してあります専門的な調査、それからさらに返還後に早急にそういう専門的な調査を加へまして、復興計画につきましましては来年度の予算の關係もございま

すので、その予算編成の時期には十分その計画が
予算に盛り込めるように配慮していきたい、こう
いうふうに考えますし、もちろん法律そのものが
その段階でできておらなければならぬという問題
でもないわけでありまして、できるだけそういう
復興計画の促進といいますが、それにつきまし
ては来年度予算においてそれが盛り込めるように
努力したい、こういうふうに考えております。

○美濃委員 この島が返ってきますと、農地関係
の所管は農林大臣になると思うので、そうなりま
すとの法律がいまの答弁と違っていくと思いま
す。第七条は、「これを耕作の目的に供すること
ができることとなるまでに要する通常の期間を考
慮して」政令を定める、こうあって、その答弁は
七、八年と言っている。ところが復興法は、予算
の関係があつて、まず来年度予算にも編成しなけ
ればならぬから、早くつくりたい、期日は明確で
はない、七、八年後の問題ではないわけだと答弁を
しております。そうするとこの法律の七条の二項
と答弁とが食い違う。これが返ってきますと、こ
れを管理する所管は農林大臣になりますから、長官
の答弁を全然信用しないということではございま
せんけれども、農林大臣にこの考え方をきちっと
整理しておいてもらなければならぬ。それから
また長官の言われるように、非常に不十分な点
もありますから、復興法をつくるにきちっとと
整理する、一年くらいはそう進まないと思いま
すから、一年くらいの期間の暫定措置である、こ
の間はこういう措置で帰島の意思や何かを確認しな
がら、復興法をつくるにはきちっと本土と格
差のないように農地法関係は整理する、こういう
のなまた話は違ってくるわけですね。七年も八年
もの期間ではないわけですね。質問をしてくると答
弁が違ってくるわけですね。ひとつ農林大臣にこ
の関係を、やはり所管になりますから、一回確認
をしておきたいと思ひますので、本日は保留し
て、農林大臣の出席を要請いたしまして、終わ
ります。

○加藤(泰)政府委員 矛盾があるというお話で

ございますので、弁解になるかもしれませんが、
ちょっと御説明したいと思ひます。

さつき七、八年と申し上げましたが、この七条
二項でさきさき七、八年という意味は、たとえ
ば、島別にきめることにはなるのではないかと
いうふうに私は予想しておるわけですね。したが
って、先ほど申し上げました、翌年の予算に盛り
込むように努力するということは、盛り込んだから
といってすぐに農地法が適用されるという段階に
来るとはちょっと考えられないわけではございま
す。したがって、七、八年と申し上げましたのは、
あるいは誤解されたかもしれませんが、先ほど私
は未墾地の場合もそうでございますので申し上げ
たわけでございますが、大体がそういうことで、
確かに既墾地として取り扱っていいという
ような状態になった場合には、本土におきまし
ても、農地法の本来の既墾地としての扱いをする
ということがありますので、そういう意味で申し上
げておるわけで、開発そのものの、来年度の開発
との関係においてそこに矛盾があるというふう
におつたと思ひます。そういう意味で少し補足さ
せていただきました。

○床次委員長 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 ただいま美濃委員から質問いた
しました点に関連をして進めてまいりたいと思
ひますけれども、いま美濃委員が疑問を持たれた
ように、暫定措置法と復興法というものは、現在の
審議の中で十分つながつておらぬわけですね。そ
うしてそれは、二十数年間放置されておつて実態
調査ができないので、たいへん初歩的な調査を終
わつた段階だからできないのだ、こういうことで
ありますけれども、しかし実際には、協定が承認
になり、さらに措置法が成立すれば、具体的に
動いていくわけですね。そこでまず、いつから帰
島あるいは移住というものが始まるのかをお尋ね
します。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

もちろん復興事業の進捗にからんでまいりたいと思

いますし、また復興事業そのものに旧島民の方に
参画していただけるだろうというふうに期待して
おります。したがって、帰島そのものは、実はい
つからというふうに申し上げるよりも、復興事業
を遂行していくその段階において必要に応じて帰
島していただく、そして帰島された旧島民の方々
に参画をしていただいた上で復興事業を遂行して
いく、こういうことを考えておりますので、でき
るだけその復興事業の段階で可能な限り帰島し
ていただくというふうに申し上げたいと思ひます。

いまのテンポですと、なりかねないと思うので
す。というのは、予算的にも四十四年度で復興計
画を、こういうことでありますから、その点はよ
ほど明確な方向というものを急いで出さなければ
ば、この点はあとでどうにもならない事態とい
うもののが先行する、こういうふうに思ひわけ
です。

そこでお尋ねしますけれども、総理府から自治

省に所管が移るのはいつですか。

○加藤(泰)政府委員 総理府の所管というのは、
結局平和条約三条地域ということと所管してお
るわけでございます。したがって、三条地域でなく
れば移るといふことになるわけでございます。た
だ、何といひましても、この小笠原復興につぎま
しては、小笠原が返ってくるまでのいろいろな準
備を総理府でやっております。したがって、返還
協定が発効した時点において移るといひましても、
総理府も依然として御協力をしなければなら
ぬわけでございます。特に各省との調整という問
題になりますれば、総理府の総合調整の機能とし
ての立場からも十分御協力することになる
わけでございます。

○川崎(寛)委員 そうすると、法制的にいへば、
国会で協定が承認をされ、この暫定措置法が成立
をした段階で、法制的には自治省に移る、そして
あと具体的な移住なり、さらには復興というもの
のめどが立つまでの間調整機関は総理府だ、こ
ういうふうに見てよろしいのですか。

○加藤(泰)政府委員 総理府から自治省に移ると

いうふうには申し上げるよりも、総理府の従来の平
和条約三条の特別地域という範疇からなくなる、
したがって、普通のいまの本土と同じような地域
になるという意味で、総理府のやっていた従来の
ような形でなくなるということをお願いするわけ
でございます。したがって、もちろん各省の関係
の仕事も当然出てまいりますわけでございます。わ
れわれといたしましては、将来復興法をつくる段
階で復興計画を総合的にどかめんどうを見てい
くかということにつきましては、内々では自治省

も具体的な渡るといふことのほうが先行して、そ
れをあとで追っかけていくという形に、おそらく

○川崎(寛)委員 そこが問題なわけですね。請求権はないわけですね。本来は本土の労災が見るべきではないのです。しかし、その関係は外務省を通じてやってみなければ不明確だ、こういうわけでしょう。なぜアメリカにやらせぬのですか。なおるまではアメリカが見るべきなんです。

○桑原説明員 なおるまでは現実にはいまだやってるわけですが、引き続きしました段階においては具体的な問題として残りますので、私どもとしては問題が残らないように措置をした、こういうわけでございます。

○川崎(寛)委員 問題が残らないじゃない、問題が残るわけですね。たとえば西ドイツの炭鉱労働者が向こうで疾病をやるという場合には、西ドイツから七万円送ってきていますね。今度の場合も米軍関係のところに働いているときに労災——労災になっているかどうか、そういう治療を受けるわけでしょう。布令に基づいてだと思えますけれども、受けておる。そうすると、それは終わるまでアメリカが責任を持って支払うべきだ、こう思うのですが、その権利義務の関係は外務省を通じて明確に詰められたわけですか。

○桑原説明員 私どもその点についていろいろ外務省を通じて折衝をやったわけですが、明瞭でございませんで、その措置を明確にするためにこの法律によって処理をする、こういう態度で来ております。

○川崎(寛)委員 それはたいへんです。だから、さつき公明堂の斎藤さんから政令の中身を出さない、こういうことを言ったのですが、この点は後ほど追及いたしますけれども、明確でないものを受け取るに、わけがわからぬから政令にぶち込む、こういうやり方はこれはしておるのです。たとえ二名であろうとも、そういう関係を不明確にして残しておくことが問題なんです。特に対アメリカとの関係においてそういうあいまいな残し方を、これが日本の外務省の悪い点ですよ。ぼくはその点はいさし話まっておりますと思いましたが外務省は呼ばなかったのです。

けれども、しかしそれは不明確なんでしょう。不明確なものを日本の労災保険の中にぶち込んでしまう。そうすると、日本の労災の資金を出しておる諸君の保険——本来なら資格を持っていない者を、日米間で詰められなかったものをその保険の中にぶち込んで処理をしよう、こういうあいまいなことをやっているわけですよ。その点どうですか。

○桑原説明員 先ほど申し上げましたように、確かにその点不明確でございしますが、現実には私どもとしては、傷病を受けられた方について措置をしたいということとで今回の特例を設けたわけでございます。

○川崎(寛)委員 労災課長を責めるのは酷だと思えますから、総務長官どうですか。あなたが所管している、責任を持てているこの法案の中にいま明確になつてきたのです。

○田中中国務大臣 ただいま川崎さんは西独の炭鉱の例もおあげになってお話しになりました。この点ひとつ米國に対する交渉をどういうふうにしたか、外務省のほうにも問い合わせましてお答えいたします。

○川崎(寛)委員 それではこれはあとで外務省から答弁をいただくことにしたいと思います。これは残して、後ほど外務省を要求したいと思えます。

そうしますと、小笠原の島民は日本人である。

日本国憲法に返るのではなくて、日本国憲法は適用されているけれども、平和条約三条でその実施がはばまれていた。そのためにこういう事態が生まれている。返還することによって憲法が直ちに生き返るわけですね。そして憲法が具体的に実施される、こういうことになるわけですね。ですから、その点は先ほどの美濃君の質問に対する総務長官の答弁も、憲法との関係はたいへん不明確だと思えますけれども、そういうふうな憲法との関係は考えるべきだ。そこを、日本国民であるのに、外務省の交渉の過程でそういう点をきかんとせぬで、権利関係を明確にせぬで、結局この法律

の中にぶち込んでしまったわけですから、こういう不明確になっている。

それならば、さらにお尋ねしたいのですが、沖繩の労働者は日本国民です。しかし、これもいま平和条約三条ではばまれておるわけですね。これは拡張解釈して、いま沖繩に適用——適用と言ふとあれですが、逃げるでしようから、適用じゃなく、その点を沖繩にも具体的にやれますか、やりますか。

○田中中国務大臣 憲法が小笠原の本土復帰に伴つてここに当然自動的に適用されなければならぬというお話、これは私もその点については当然そう考えます。ただ現実の問題との調整において、先ほど美濃さんにお話ししたようなことを申し上げたのです。いまの労災の問題についても、米軍関係の労働者で現在疾病中の者は、小笠原の復帰にあつて、その者が全快するまでの間は当然アメリカの責任において処理すべきものだといふ川崎さんの御主張があります。それから、いまの労働省のほうのお話は、ある一つの時点を超えて権限を残さないで、あとはこちらのほうの責任でやつていこうという方法もあるわけですね。これは私は、それこそ復帰に伴います外交折衝のやり方の問題であつて、いずれにしましても、両国の間に話がどういふふうにつくか、日本のほうは、この二名の者が全快するまでおまえのほうで負担しろということも言えましようし、また債権債務の関係は、ある一つの時点でもって、一方は日本が引き受け、一方は向こうが引き受けるとかなんとか、いろんなきめ方があると思うのです。いま私が、外務省はどうかいふふうな折衝をしたか聞いてお答えしようと言つたのは、その点でございまして。

○川崎(寛)委員 それじゃ、復帰をしたらその時点で、そういうわけでしょう。しかし、それを労災の保険やあるいは失保の会計で見るといふこと自体は責任転嫁なんですよ。それでしよ。国の責任でやつていふんではないんですよ。失業保険もみんな払っているんですよ。労働者が納めてい

るんですよ。その会計で見ようというのです。労災は資本家が入れているんですよ。そのあれで見ようというわけでしょう。国の責任でやつていないですよ。おかしくないですか。

○田中中国務大臣 おつしやるとおり労災保険といふ失業保険といふ、当然そういうふうな掛け金や何かの負担はございします。そういうふうな債権債務がふくそうしておる際において、あるケース・バイ・ケース、原権にきかぬのぼつて処理がされるまで保留していくやり方もありましようし、ただいま申し上げたようにある一定の時点を超えてこちらの責任でまかなうんだ、それ以前のものには全部向こうの責任にするとかなんとかいふた交渉の取りきめ方の問題であつて、そういうふうな場合には、いま御提案申し上げておるようないわゆる暫定措置法によつて特例を設けなければその解決ができないということになるわけでございます。

でございしますから、これは外交の交渉のまとめ方の問題から波及してくるいろいろな問題でございします。そういう点は暫定法というものの経過措置としての内容を持ておることからいって当然でございします。が、本件に關しましてはただいま申し上げたような経過を外務省に聞いてお答えいたしますしやうと申し上げたのであります。

○川崎(寛)委員 長官と質疑をしておつても解明されなかつたので、職安局長にお尋ねしたいんですよけれども、失保のほう、おそらく五十名被保険者がおるけれども、失業するだろ、こういうことになるわけですね。そうしますと、本来なら資格はないけれども見なくちゃならない、こういうことになるわけですね。それは本来なら、いま失業保険特別会計においても赤字が多い、いろいろ短期循環労働者の問題というのいろいろ出ているわけですね。それと、これは少なくとも小笠原のこの分については、時間の都合もありましよう、早く議論を進めるために私のほうから具体的ににお尋ねしたいんですが、それは失保の会計や労災の会計で見るといふことが、国が一般会計でその分は補てんをするということが本来で

はないか、こういうふうに思うのですが、いかがでありますか。

○有馬政府委員 先ほどから議論になっております請求権との問題ですが、これは私ども小笠原現地調査報告書という政府の報告書をたよりに考えているわけですが、これによりますと、米軍労働

務者につきましては、年金、失業保険その他の社会保障制度はない、こう言い切っているわけですか。したがって、向こう側の制度によるそういう社会保障的なものはないという前提のもとに、復帰後の臨時措置を講じたわけですね。そこで、これをどういう考え方で法令の適用をするか、御

指摘のように一般会計で特別のこの際措置をするというのも一つの考え方だと思います。私ども内部で検討した中にもそういう意見ももちろんあったことはありますけれども、私ども最終的に

この法案のような考え方にしたのは、もしこの米軍の労務者が本土におったというならば、当然本土の米軍労務者と同じように失業保険その他の社会保険が適用になっているわけですね、そういう状態でございますので、今度の措置につきまして

も適用はなかったのでございますが、適用があったとみなして、それぞれの保険で措置をしよう、こういうことに相なったわけであります。そのこのころの考え方はいろいろあろうかと思いますが、こういう措置をすることが一番今回の復帰に

伴う臨時措置としては適切ではないか、こういう判断で措置をいたしたわけでございます。

○川崎 寛)委員　だから結局本来ならばアメリカが見るべきだ、しかしそれがないのですね。そして特に労災についていえばその債権債務の関係とというのは不明確だ。そこで結局保険で見るということになる、国はそういう何らか見なくちゃならないということについては認めているのです。

よ。当然のことなんです。しかしその見方が問題だ。だからこれはアメリカが見るべきだし、アメリカが見れないとするなら、これは国がその点については当然見るべきだ。どうですか、その点。これは将来また沖縄返還の際にも大きな問題

が出てくるわけですよ。ですから、この点はそこを明確にしておかないといけない。二十三年間アメリカの支配下にあったというのは、その労働者の責任じゃないのですよ。国の責任なんですよ。ところが国は責任を回避しているわけです。ですからやはり国が見るべきだ。

○有馬政府委員 この労災の問題は先ほど管理課長からもお答えしたとおりでございますが、先ほども申しましたように、現地調査報告によりますと、現地住民たる米軍労務者には社会保障の制度が適用になっていないということでございますのが、労災の二人の補償につきましてどういう関係

がそこに成り立っておるのか明確でない。復帰後はとにかく労災でみなして補償しよう、こういう措置を講じているわけでございますが、復帰前の損害賠償の請求の問題というものは残る

のかもしれませんが、その辺はもう少し十分検討して実情を調査した上で措置すべき問題で、復興庁に併うとにかくこの二人の労災の補償につきましては、本土並みの補償をしようということに一応踏み切っているわけでございます。

○川崎(寛)委員 それじやいま沖繩に労災を拡張して適用できませんね。どうですか。

○有馬政府委員 これは労災だろが失業保険だろが、法域が違いますから、現在のところはできません。

○川崎(寛)委員　だから、失保の場合は相互主義で去年結びましたね。しかし労災の場合だって、

日本人だという扱いでいくならば、ストレートに労災法が適用されるとは言いませんが、しかしこれは拡張して及ぼすことは不可能ではない、こういうふうに思いますが、どうですか。

○桑原説明員 沖繩につきましては、御承知のように法域が違いますから、直ちに日本法令が適用

されるというわけにはまいらないと思います。ただ小笠原と違いまして、将来の問題でございませうけれども、沖縄には日本と同じような労災補償という制度がございますので、その辺はまた扱いは違ってくると思います。

○川崎(寛)委員 労働省はいいです。
それじゃ復興の問題にまた入りたいと思うので

○加藤(泰) 政府委員　お答えいたします。

これは先ほどもちょっと申し上げたように記憶しておられますけれども、既定経費でできるものは既定経費でまかなう、しかし、どうしてもそれがまかなえない場合は予備費でお願いしたい、そういうふうに考えております。

○川崎(寛)委員　それでは行き当たりばったりで
すか。

○加藤(委) 政府委員 行き当たりばったりというお話はちょっと私びんとかないわけでございます。と申しますのは、やはり復興計画そのものの一つの準備段階でございますので、ある程度とい

いますか、いまだに調査した結果に基づきまして十分検討した上で、計画性を持たしていくべきであらうと考えておるわけです。

○川崎(竜)委員　小笠原総合事務所をつくる、これはいつつくりますか。

○加藤 泰 政府委員 復帰と同時につくりたいと考えております。

○川崎 寛 委員 それでは小笠原総合事務所をつくらなくちやならぬ、当然人員の配置がある、さらには具体的復興計画ができる前に動き出す、帰

る、いろいろ具体的な問題にぶつかっていく、こうなりますね。そうしますと、復興計画につなぐ

か。

○加藤（泰）政府委員　ただ具体的な現象に対応するまでの間のおおよその資金計画というか、そういう財政見通しというのは当然持っておらなければいかぬと思うのです。それなしで、ただ出てくる具体的な現象に対応していく、こういうことです。

るといふことだけでなく、先ほど申し上げましたような意味で、計画性を持った準備措置をとらなければならぬわけでございます。ただ、いまの段階でどの程度のこととを申し上げるだけの検討がまだ進んでおりませんので、その点は、

いま申し上げたような抽象的なお答えであるいは御不満かもしれませんが、その程度でひと

つごかんべん願いたいと思います。

○川崎(寛)委員 復興計画も都が本来やるべきだ。しかしそれは全く二十数年間放置されてお

○加藤(衆)政府委員 先ほど申し上げました、国が責任を持ってやらなければならないという意味

は、国が責任を持って復興計画の基本的な考え方を立てて、それに基づいて相当責任を持った形で

やっていくべきだということを申し上げたわけ
でございます。したがって、国と都とがどうい
う形で復興事業を分担していくかという問題
は、今後都との間で十分協議した上できめて
いくべき問題

だといふふうに考えております。

○川崎(寛)委員　小笠原総合事務所は東京都に帰属する、そうして国が小笠原総合事務所を置くわけですね。都のほうはどういう組織を置くという話し合いになっておりますか。

○加藤(泰)政府委員　まだ都のほうから具体的にこうだということを私聞いておりませんけれども、地方自治法に基づきまして、都が従来もございまして、小さな小笠原支庁というようなものを置いていけるのではないかと、いうふうには推測して

○川崎(寛)委員　そうしますと、これはまだ復興

計画の段階でないのだ。こう言われるかもしれないまでも、**実際に予算関係も不明確で、し、どういふふうにするべきか不明確だ。**しかしこれはやはりやっかいなものが返ってきた、なるべく安上がりにしたい、こういう考え方がありあ

りとなるわけですね。もつと計画があり、それに基づいて復帰と同時に直ちにすべり出していくというものでなくちゃならぬわけですね。しかしどうも先般来の質疑を通じて感じられることは、そういう受け入れのかまえてではない、こう思うので

す。総務長官、どうですか。

○田中中国務大臣 たいまお話しのような考え方は、私も少なくとも持っていないのです。安上がりでいこうとか安直にやろうというのではなくて、ほんとうに誠心誠意新しい小笠原の建設を目ざして、実は情熱を燃やしておるようなわけでございまして。ただお話しの中で、国がやらなければならぬケースのものと、自治体が行うべきケースのものと、これはもう当初御説明申し上げたときから、いろいろ分類の対象項目はお出ししてあると思います。しかし何といひしても、各省の担当者が先般初めて行って、帰ってきてから鋭意努力をしておるというような状態で、いままで未知の世界でございまして、それを新しくこなし、いこうというときに、(川崎委員)「未知の世界じゃない」と呼ぶ。未知というのは、二十何年間放置されて、ジャングル化しているような父島以外のまだ各地があるわけです。そういう点に対しては、今後いかなる先行投資をしなければならぬ、いかなることをしなければならぬというようなことを、ほんとうにみんなが一生懸命考えながら、なかなか思い至らない点が多々あるわけです。お話しのように、来年度予算の要求は、もうこの八月には概算要求を出さなければならぬといったような状態でございまして、暫定法が成立するとすぐに、今度は来年度の予算要求や何かやということも当然考えなければならぬし、その間におきます経費の支出は、たゞいま担当官から申し上げたような状態でございまして、復興のめどを一日も早く立てて、そうしてまた計画的な来年度の経費の要求もいたしたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 この総合事務所の所長というのは、奄美大島の場合には、鹿児島県の職員を自治省の職員に任命がえしてやったわけですよ。だから小笠原の場合も、当然東京都に所属するわけですから、東京都からこの所長が出され、国家公務員の資格を持つ、こういうふうにするべきだと思うのです。その点どうですか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。奄美の場合には、鹿児島県の支庁だったわけですが、したがって、奄美の場合には、鹿児島県の支庁を国の公務員をもって充てたわけですよ。ところが今度の場合は国の総合事務所として小笠原総合事務所というものが設けられるわけでございまして、県の支庁をどうするかという問題とはちよつと違うだろうと思つておられます。ただ何といひしても、この狭い土地に役所がたくさんできるといふのもいかにかと考えておるわけでございまして、その点につきましては、東京都あるいは村の組織もございまして、この三者がうまく総合的に仕事ができるように、緊密な連絡がとれるように、何らかの形で組織的な面におきましても十分協議できるように措置をとりたいというふうには考えております。

○川崎(寛)委員 総務長官にお尋ねしますが、この所長はいつ任命しますか。

○田中中国務大臣 協定が成立しまして一カ月後に効力を発します。そのときまでに、同時に職務ができるようにしたいと考えております。

○川崎(寛)委員 それは先ほどの参事官の答弁では、進める上において東京都その他の関係がある、だからその場合には当然東京都も任命自体は政府にあつても、そういうことについては十分に話し合う。で、村長職務執行者というのはどこから選ぶのですか。

○加藤(泰)政府委員 私が先ほど申し上げましたことは、あまり役所がたくさんあつて、何か狭いところでごたごたするやうなことがないように配慮したい、こういうふうな申し上げたわけでございまして、任地そのものにつきましてどうこうするといふつもりで申し上げたわけではないのでございまして、いずれにいたしましても、東京都が設けるであろうと予測される支庁と小笠原総合事務所との関係につきましては、十分その仕事の上におきましてむだのないようにしたい、そういうふうな考えておるわけでございまして、この場合、村長の職務執行につきましては、こ

の法案におきまして、二十一条で東京都知事が自治大臣の同意を得て任命した者を充てる、こういうふうになっておりますので、その点については、この法案におきましては、特にこのものをどうするといふことはあらわれておりません。そういうことは当然東京都との間で十分話し合いが行なわれるというふうな考えております。

○川崎(寛)委員 東京都との間において話し合われるというよりも、東京都知事が自治大臣の同意を得て任命するわけですね。たいへん説明のしかたが、国の立場からすると自治権侵害にひとしい答弁だ。いまのは訂正しておいてください。

○加藤(泰)政府委員 まことに申しわけございません。東京都の知事が自治大臣と十分協議されてきめられるということでございます。

○川崎(寛)委員 そこで、復興計画は総理府の段階でないといふことで、具体的には出ないかも知れませんが、しかし、先ほどから言うように、これが効力を発生する、そして動き出す、次に復興計画というまでの間に一番問題があると思うのです。その点がいささか不明確なので、やはりこれについては復興計画に入るまでの間の小笠原の復興については補正予算というものを明確に組んで、この暫定措置法とあわせて国会の審議にかけねばならぬ、こう思うのです。その辺が全くわからぬわけです。必要に応じて既定経費の中から見出すといふことなんだけれども、どういう形でどういふふうに見ていくとするのか、それが実ははっきりしておらぬわけです。だから当然復興計画に至るまでの間の補正予算というものを組むべきだと思つて、どうですか、総務長官。

○田中中国務大臣 これは既定経費として処理できるだろうと存じます。もしこの経費がなかなか大きくなって既定経費として見られない、各省の間において見られないといふような場合におきましては、予備費というものもございまして、予見し得ざるものを対象にいたしまして予備費というものは置いてあるわけでございまして、そういうふうな姿になります。

それから、先ほど申し上げたように、もう来年度の概算要求というものがこの八月三十日ですかで出さなければならぬといったような時期にもなります。そうしますと、発効からその間におきまする期間もごくわずかでございまして、そういう点もどうぞお考えいただきたいと思つております。

○川崎(寛)委員 ごくわずかでないですよ。六月からすれば十月ありまして、しかも各省にわたるわけで、各省にわたるものがどういふふうな組織でどういふふうな運営されていくかといふのがいかにもわからないわけですよ、この暫定措置法だけでは、ですから、当然復興に伴う暫定措置と、少なくとも具体的な復興計画の初年度が始まるまでの間の資金計画というもののについては、大まかにしるやうに必ず出すべきだと思つて、臨時国会に出せませんか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。先生も御承知のように、何しろ第一回目の調査というのが総合的な調査であつたわけでございまして、専門的な調査というのは第一回目のときにはできなかったわけでありまして、したがって、本年度において本予算にそういう小笠原の少なくとも復興事業を促進するための経費というものが盛り込めなかつたのは当然であつたわけでございまして、その後徐々に専門的、技術的な調査もやつておりますし、復興の時点におきましてそれが完全にすべてできるということにはちよつとならぬかも知れませんが、いづれにいたしまして、少しづつそういう点は始めておるわけでございまして、いま長官が触れられたように、八月には翌年度の予算の準備もするといふわけでございまして、だんだんといまおっしゃつたような点は確実になつていくわけでございまして、さしあたり来年度の三月までの段階におきましてどういふことをやらなければならぬかということになりますと、何しろ御承知のような状態でございまして、港湾の整備とか通信の確保とか、その他限られたものになつていくのではないかと、そういうふうな考えるわけでございまして、そういうふう

うな点につきましては既定経費でまかなえる部分
はまかない、足りないところは予備費、こういう
ことで処理してまいりたいというふうに考えてお
るわけでございます。それ以外の経費としては、
調査費がやはりある程度必要だろうと考えるわけ
で、来年度の予算におきましては相当考えなけれ
ばならぬわけでございますが、三月までのものと
いたしましては何かやっているとではなからう
かというふうに考えておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 そういふ各省にまたがるものを
どこの機関が調整していくのですか。

○加藤(泰)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、復興事業は自治省でやっていたく予定にし
ておりますので、復興法のできるまでにおきまし
てももちろん自治省が中心になってやっていただ
きたいというふうに考えております。ただ復興法
ができるまでは、総理府もいままでのいきさつも
ございまして、自治省と協力してまとめていき
たいというふうに考えるわけです。

○川崎(寛)委員 復興計画は自治省が中心のな所
管官庁になるようにすけれども、それまでの間、
総理府がある程度取りまとめをやるわけですね。
そうしますと、次に復興法と並行して復興計画と
いうものが立てられて、そのためには当然審議会
か何かを設置をされて、つまり官製の、国がまさ
に直接で上からやっていくような感じ、これは法
案自体が政令にいろいろのものをまかせて、たい
へん非民主的な点があるわけですが、その
復興の審議会、そういうものの機構、この暫定措
置法が成立すると同時に、当然早急にそういうもの
ができなければならぬと思うのです。国に復興
計画ができたから、さあ皆さん来て審議してく
れ、こういうことではないかと思うのです。や
はりこの際、現地の代表なり島民の代表なり、
あるいは学識経験者なり国の機関なりあるいは
都、これらが当然入ってやるべきだと思ふので
すが、そういうものの組織あるいは構成の考え方を
お尋ねしたいと思います。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

小笠原が返還されるということがきまつてか
ら、総理府といたしましては直ちに対策本部をつ
くりまして、そこでいろいろ協議して、返還に伴
いますいろいろなことをやってきたわけございま
す。その対策本部に東京都あるいは小笠原協
会、その他旧島民の関係者にも参加していただき
まして、そのお知恵を拝借してきているわけござ
います。返還になりまして、いまの復興法が制
定されますまでにおきましては、もちろん法令に
基づく審議会のようなものはいまのところ設けられ
ないわけでございますので、さしあたっては、いま
までのような形のものを活用していくよりしよ
うがないだらうというふうに考えます。ただ、もち
ろんそういう場合におきまして、東京都あるいは
旧島民の代表的な立場にある小笠原協会等の御
意見は十分聞く機会を持ってやっていたいかなければ
ならぬと考えるわけでございますが、復興法にお
きまして、復興計画を立てる段階では、いま御指
摘のような点も十分考慮して、先生のおっしゃるよ
うに、民主的な組織が当然考えられてしかるべき
だらうというふうに私としては考えるわけですが、
これは奄美の場合にも、たしか審議会という
ような形で設けられていたように記憶しております。
そういう先例もございまして、そういうこと
を十分考慮して、基本的な計画そのものが徹底的
に決定される段階におきましては、いま御指摘の
ような方々の御意見が十分反映するように配慮し
ていきたい、そういうふうに考えるわけございま
す。

○川崎(寛)委員 総務長官、重ねてくだいよう
ですが、いま参事官がお答えになったように、復興
法をつくる、復興計画をつくるということに具体
的にすぐ入らなければならぬわけですが、その
のために従来の対策本部というもののだけをこ
ろがしていくという考え方なのか。あるいは奄美の
場合にも審議会をつくってやられたわけですが、
なんですから、こういう私的な、法令に基づかな

いにしても審議会をつくって、政党関係やあるい
は各学識経験者のそういう意見というものを反映
させる。全く新しい村づくりですから、それに二
十数年間放置されておったという実態にもかんが
みて、当然そういう衆知を集めるという形で民主
的にやってもらいたいと思うのですが、その点い
かがですか。

○田中(寛)大臣 先般、美濃部さんに会いました
際にも、特に都知事の方から注意がありました。
あまりあわてて無計画にやらないようにというふ
うなお話もございました。まことにそのとおりだ
と存じます。そこで、私どもの考え方からしま
すと、これは暫定法を一応つくりまして、それから
いよいよ復興法ということに相なります過程にお
きましては、皆さん方の衆知を集めて、そうして
民主的な方法によって小笠原の開発を考えていか
なければならぬ、こういうふうにも考えているわ
けでございます。それは暫定法の段階ではな
く、復興法の段階においてそういうことになるの
だらうと存じます。暫定法の場合は、とりあえず
いろいろなことをやらなければならぬ。しかしこ
れはあくまでも暫定処置でございます。そうして
その暫定処置を行ないます時間的なものもできる
だけ短かく、軌道に乗って復興法がすみやかに
できて、またその処理も具体的に着々となされ
ていきたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 第三条に選挙の関係が書いてあ
るわけですが、参議院選挙はどうなんですか。

○加藤(泰)政府委員 ちょっとお答えしにくい点
でございます。と申しますのは、第一、この法律が
いつ施行されるかというところがわからぬ状態で
ございますので、非常にむずかしいわけございま
すが、いずれにいたしましても、選挙し得る期間
が、十分準備ができる期間があれば選挙はやる
のだらうと思うわけですが、いまの状態では
まず、六月の末ごろでないとの協定が有効し
ないというようになります。そうなりますと、あ
と十日か一週間という間に——七月七日が選挙日
だといしますと、そういうことになるわけ、

それで一体選挙の準備ができるのかどうか、私と
しては判断できかねるわけでございます。
○川崎(寛)委員 先ほど憲法論もあつたわけだ
けれども、復帰をすれば憲法が直ちに小笠原に具
体的に実施されるわけですが、その中で一番基本
の権利というものがあいまにされるということ
は許せないと思うのです。しかもそれが政令で
ういう一番基本的な権利のものを規定する、この
ことはたいへん問題だと思ふのです。総務長官、
どうですか。一番基本の問題ですから、総務長官
にお尋ねいたします。

○加藤(泰)政府委員 申しわけございませんが、
私から申し上げさせていただきますと、確かに基
本的な問題でございますので、その選挙に關して
は慎重でなければならぬわけでございます。ただ、
これは例として申し上げたいわけでございますが、
公職選挙法の附則の三項が四項に、離島その他
特殊な場合には選挙を執行しないでもよろし
い、これはやはり政令で定めるわけでございます
が、そういう規定も現にあるわけでございます。
私の考えでも、できるだけそういう選挙しない
という事態のないことが望ましいことだと思ふわ
けです。小笠原の場合におきまして、そういう
意味で、これは自治省で考えることになるござ
います。選挙のできる準備ができるならば、も
ちろんけつこうなことだというふうに考えま
す。

○川崎(寛)委員 その離島でやっていないところ
はどこがありますか。

○加藤(泰)政府委員 いま私が申し上げましたの
は、公職選挙法の附則にそういう規定もございま
すというのを申し上げたわけ、実際に選挙さ
れていないところがあるかどうかは、私ちょっと
はつきり……。

○川崎(寛)委員 この法案全体を通じて、もう全
条にわたって政令委任がなされているわけだ
ね。大体命令には委任命令というのと執行命令が
ございまして、憲法との関係においても、法律で
委任されたらいいんだ、こういう考え方がありあ

りであるわけですが。しかしこれは憲法との関係からいって、なるほど内閣法の十一條で「政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は權利を制限する規定を設けることができない。」とあつて、法律で規定しているからいいんだ、こういう考え方だと思ふのですが、しかし、これはかつてない政令委任の法案ですよ。これだけ政令に委任をしている法案というものは例がないのです。ですからこういう權利関係まで政令に委任をするという事は許されなかつたと思ふのです。どうですか。

○加藤(憲)政府委員 お答えいたします。かつてないことだ、こういう御指摘でございますが、奄美のときは、法律そのものをほとんどなくればおわかりのように、実定規定がほとんどなくて、むしろ委任根拠規定だけだつた、こう言つていくらいでございませう。もちろんそういう状態、政令で何でもかんでも定めるといふことはできるだけ避けねばならぬといふふうに私も考へるわけでございます。ただ、何しろ返還に伴う暫定措置として考えたことでございますので、そのまゝ法律を施行したのでは、いろいろ差しつかえがあるといふ場合に暫定的に認めよう、こういう趣旨の委任でございませうので、先生の御指摘のような点は十分私も理解できるわけでございますが、暫定的にはやむを得ないものがあるといふふうに考へるわけでございます。しかし、これは先ほど長官も触れられましたように、暫定法そのものの性格といつてしまつて、できるだけ早く暫定的な措置の状態から離れるといふことがもちろん望ましいわけでございますので、必要最小限度の形でこの特例は認めていきたい。そしてできるだけ早く正常に復歸したい、そういうふうになつておられるわけでございます。

○川崎(憲)委員 これは、だから官房長官の出席を要求しておつたわけなんですけれども、憲法のたてまえからすれば、国民主権、だから議會主義なんですよ。それで、複雑だ、非常に多岐にわたつておる、しかも返還という特殊な事態で早急にやらなければならぬ、暫定なんだ、だからそ

ういう權利関係も政令でやむを得ないといふ。これはやはり立法過程としては非常に問題が残るわけですよ。こういう形で広範な一般的委任まで政令でやるという事は、憲法のたてまえからすれば望ましくないわけですよ。これは何といふか。大多数の憲法學者の固まつた意見だ、こういうふうに思ひます。そういう面から見ると、たとえば労働の問題をとつてみても、非常に不明確なやつがそのまゝふち込まれておるわけですよ。そのほか選挙の問題にしても、こういうやつを公職選挙法の適用についての暫定措置法とあるいはもう少しこの条文をきちんとすると、そういうことがあつてしまふべきだと思ふのです。ですから、こういうふうな政令に委任をしていくといふ形のは、行政機関としては一つ一つ國會を通すのはめんどくさいから政令に委任をしてこゝで処理をしていきたい、こういう考へ方だと思ふのですけれども、今日の憲法のたてまえや國民主権の立場からするとたいへん好ましくない。私は、政令にこういう委任のしかたをすること、これが問題だ、また政令委任のそういうことについてきびしい考へ方があるなら、なぜわれわれが審議をする際に、けさほど斎藤委員から要求があつて初めて、政令案の内容を出しましよ、こういうことだけれども、これはこの審議のためには、当然最初から政令案の内容といふのは参考資料としてでも出してやるべきだと思ふのです。総務長官、この点どうですか。

○田中(憲)國務大臣 基本的な權利に属します。こ

うなことはどうぞ御了承いただきとうございませう。そして一日も早くこれが軌道に乗りまして、お話しのような日本憲法としての基本的な諸權利が十分に享受できるような条件を形成してまいりたい、かように考へております。

○川崎(憲)委員 よければいい、いいことならまわぬのだといふわけにはいかぬのですよ。立法府ですから、その点は立法過程の問題として、とにかく何しろ緊急のことなんだから、そして暫定なんだから、こういうことで政令にそういう權利関係も委任をしていくといふ立法形式がいけないといふのです。しかもその上に、最初から政令案の内容でも参考資料として出して、そして審議してくださう、こういう姿勢ならいいのです。ところがそうじゃない。これはいまの政府が法律を提案する形の中でこういう政令に委任をする形が非常にふえてきているのです。だから私は、本来なら政令についてはもと國會で通過する機關を置かなければならぬ、こういうことを主張しているのです。政令にこういう委任のしかたをするといふのが本来はいけないのだといふことについて、総務長官はさつきはお認めになつたわけですね。

○田中(憲)國務大臣 政令事項につきまして、別に隠蔽したり隠したりするわけじゃないのでして、ですから御要望に従ひまして……(川崎(憲)委員「いや、要望があれば出すという姿勢がいかに」と呼ぶ)それはそのほうがよかつたかもしれませうが、まことに気のつかなかつた点は申しわけないのであります。(川崎(憲)委員「姿勢が悪い」と呼ぶ)姿勢が悪いとおっしゃる、これはお許しを願ひたいと存じます。しかし、いまのところ御要求がございました。喜んで政令に關しまするあれは整へまして、できるだけ早くお出しいたします。

○川崎(憲)委員 それでは最後に、これはまた別の機会にいたしたいと思ひますけれども、いづれにしても、こういう政令委任の形はたいへん好ましくないといふことだけをさらに念を押しておきたいと思ひます。終わります。

○中谷(憲)委員 權利關係の調整、法案の第三章の各

質問の基本的になりますのは、政府においてもこの点とのかかり合いを御検討になつておられるわけでありませうけれども、要は、權利の調整の中で、一番基本的な權利であるところの所有權、その所有權が、憲法二十九條の「財産權は、これを侵してはならない。財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」などというこれらの規定と、この九條以下の各条文がどのようなかかり合いを持つのかといふことが、本日お尋ねをいたしたい重要な点であります。特に私が本日中心にお尋ねをいたしたいのは、法の第十二條であります。法の第十二條は、御承知のとおり、公用または公共の用に供するものとして、アメリカ合衆國軍隊が

ようなことはどうぞ御了承いただきとうございませう。そして一日も早くこれが軌道に乗りまして、お話しのような日本憲法としての基本的な諸權利が十分に享受できるような条件を形成してまいりたい、かように考へております。

○田中(憲)國務大臣 政令事項につきまして、別に隠蔽したり隠したりするわけじゃないのでして、ですから御要望に従ひまして……(川崎(憲)委員「いや、要望があれば出すという姿勢がいかに」と呼ぶ)それはそのほうがよかつたかもしれませうが、まことに気のつかなかつた点は申しわけないのであります。(川崎(憲)委員「姿勢が悪い」と呼ぶ)姿勢が悪いとおっしゃる、これはお許しを願ひたいと存じます。しかし、いまのところ御要求がございました。喜んで政令に關しまするあれは整へまして、できるだけ早くお出しいたします。

○川崎(憲)委員 それでは最後に、これはまた別の機会にいたしたいと思ひますけれども、いづれにしても、こういう政令委任の形はたいへん好ましくないといふことだけをさらに念を押しておきたいと思ひます。終わります。

○中谷(憲)委員 權利關係の調整、法案の第三章の各

使用していた区域を含むところの施設または工作物について使用権の設定をいたしているわけでありました。したがって、施設権という、司法、立法、行政の諸権利を含むところのおもしがたれた際に、所有権という権利がどのような運命をたどっていくのか、ことに、この問題は、小笠原の問題であると同時に、現在施設権の返還のために努力している、そして膨大な基地を持つている沖縄の問題に大きなかかわり合いがあるであろう。こういうことを考えますので、実態と法律解釈との間に、若干の食い違いがあるかもしれません。いわゆる実態の面においては、ほとんどこの法律の条文は適用される対象はないのだというふうなものがあるかもしれませんが、ひとつこの点については、法律解釈として、できるだけ、ことに第十二条については詳しくお尋ねをいたしたい、こういうふうに考えております。

そこで、まず最初に第九条ですが、次のようなことからお尋ねをしておきたいと思ひます。「所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者」という規定があります。その者がいわゆる法定賃借権の保護を受けるわけですから、その「所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者」の使用に至ったところの理由、原因は問わないと見るべきなのかどうか、この点についてはいかがでございましょうか。

○加藤(委)政府委員 お答えいたします。

この権利調整の章の規定は、従前所有権があった、それが施設権がアメリカに移つていっている間に別の秩序がつくられた、そのつくりだされた秩序と従前からある所有権との関係を調整したい、こういうことでございまして、ここで「他人の土地を引き続き六月以上使用している」といいますのは、アメリカの施設下におきまして合法的に使用しているという状態を把握したつもりでござい

す。

○中谷委員 民事局長に私のほうからお尋ねをいたしたいと思ひます。

参事官の御答弁は、いま御答弁がありましたとおり、それを私なりに説明を直しますと、要するに土地の所有者は小笠原諸島には住んでいない。それと、その建物その他の工作物を所有する目的で引き続き使用している者というものは、施設権下にあつたところの土地を施設権者のいわゆる許可あるいは許容など、そういう正当と思われる権限に基づいて使用した者との関係なんだ。その者と所有者との間に法定賃借権を認めただというところなんです、少なくともこの第九条からはそのような解釈は出てくるのだろうか、こういう点について私は疑問を持つわけなんです。事実上こういう問題はあり得ないと思ひますけれども、たとえば日米共同声明が発表された、ちょうど、ほぼ六カ月前です。そういうふうな共同声明が発表されたので、こういう第九条のような条文を予想しまして、そういう建物を建ててまわつた。その使用というの、常時使用か一時使用かというふうな問題もあると思うんです。さて、その一時使用か常時使用かというふうな問題を除いたとしますと、そういうふうなものもこれは排除できるか、そういうものは排除するのだという法律解釈をとることは私は困難だろと思う。

要するに、整理をしてさらに申し上げますと、使用するに至つたところの原因というものは、いわゆる正当な原因あるいは本土法というところの不法占拠に当たるようなものもこれは含むのではないかと。所有者との約束がないのですから、全部不法占拠だと思ひますけれども、少なくとも第三者、施設権者のだれかが、その使用がオーケーだと言つた者に限定するのだというふうに解釈するのは困難だと思ひますが、この点は、民事局長さん、いかがでしょうか。

○新谷政府委員

これは小笠原の施設権が復帰いたしました時点における法律関係の一種の調整でございまして、御承知のように、米軍が小笠原諸島を占領いたしました以来今日までに、あの地域における法秩序というものが再三変更をいたしております。具体的にはちよつと、どういふものがある

かということはお申し上げられませんが、いろいろの契機によりまして、現地の法秩序が動いておるわけでありまして、ことに平和条約によりまして、合衆国軍政府におきまして現地の財産権について処分をいたしました場合に、これを日本国は承認するという前提がございまして、したがって、施設権がアメリカにあります間に、アメリカ側の措置によつて向こうの法秩序がつくられ、その法秩序のもとにおいて、一定の処分が行なわれました場合には、これは日本政府としては承認せざるを得ないわけでありまして。

そこで、米国の施設権下においてどのようなことが行なわれたかということが問題でございまして、具体的にはどういふ法律が施行されておつたかというところは別といたしまして、あの地域における住民の人たち、小笠原に特に復帰を許された人たちが、アメリカ合衆国側の施設権下においてその規律を守りながら生活することを許されたという一般的な前提がございまして、その中で特に軍の関係等もございまして、向こうに復帰して、ある特定の地域に居住することは許す、あるいは特にこの地域に居住しなければならないというふうな指示とかあるいは承認、そういう措置によつて現在の居住関係が許されておる、こういうことになつておるようでありまして、そういうことと、これは向こうの施設権下における法秩序のもとにおいて施設権者がその措置を認めておる。こう見ましても、現在の居住者の現実の居住関係が不安定になりますし、これはどうしてもそこにはつきりした使用権限が認められておる、こういうふうな観念をせざるを得ないと思ひわけ

でございます。しかし、これはアメリカの施設権下における問題でございまして、われわれのほうの側からなりました場合には、所有者はこれは全然無知しないこととございまして、したがって、施設権が復帰いたしました時点において考えますと、こちらにおられます所有者との間では何らの法律関係も伴っていない、いわば一種の不法占有になるわけでございます。そういう事態が起きます

ことは、施設権の復帰に伴つて避けるべきであるし、また現在居住しておる人たちの居住権を確保するというのが現地の公共の福祉にもかうゆえんであらうと考えまして、この第九条の規定を設けた次第でございまして、したがって、米国の施設権下において居住しておるということが、それ自体において不法な処置である、あるいは居住しておる人たちが所有者に対して不法な行為をしておるといふふうなアメリカの施設権下においては考えられないというふうに見ざるを得ないと思ひわけでありまして、これが復帰いたしました瞬間には、確かに仰せのように不法占有というやうな問題が起きるわけでございますが、現状においてはそれがアメリカの施設権下において許されておる、こういうふうに見るべきものと考えられるわけでありまして、それと復帰したときとの法律関係の調整ということが必要になりますので、この第九条の法定賃借権の規定を置きたい、かように考えた次第でございまして。

○中谷委員

施設権下においてその施設権が形づくつているところの法秩序そのものに従つてい、あるいは法秩序の許容のもとに生活をしてい、あるいは法秩序に見ることが正当であり、かように観念せざるを得ない、こういうお話でございまして、施設権下において、引き続き六月以上使用しておつた人は、たとえば具体的な施設権者の許可を得てこの建物を建てたのだとか、あるいは建築についての承認を得たのだとかいふふうなことの証明は必要とするのでしょうか。それとも一般的に所有の目的とそこに六月以上引き続き使用されておるといふ事実がある、その事実は施設権という法秩序のもとにおいて許容されてそこに建物が増え、使用されておつたのだというふうな観念をするのだというふうにおつしやるのでしょうか、いかがでございましょうか。

○新谷政府委員

六カ月以上引き続き使用しておつたという単純なる事実だけを考へていられるわけではございません。また、われわれとしてそういう

うふうに観念する、私、ちょっと先ほど観念する
というところを用いましたけれども、主観的にわ
れわれがそう考えておるだけだという意味ではご
ざいませんで、アメリカの施政権下においてそれ
なりの法秩序がございまして、その秩序のもと
において現地島民の人たちが居住権を与えられ、
そこで平和な生活を送っておるということであれ
ば、これは向こうの法秩序のもとにおいて許され
るというふうに考えるわけでありまして。

それでは一休いかなる個々の措置によってそ
ういうことが行なわれたかということでございます
が、先般の調査団の調査したところによります
と、アメリカ側も特にこの地域に住めというふう
に指示したのもあるし、またこの範囲なら差し
つかえないというふうに大きく承認した場合もあ
るといふこととございまして、したがって、個
別的に一つ一つを証明する、この法定賃借権の設
定を受けるために一人一人がそれを証明しなけれ
ばならないという窮屈な考え方を持っているわけ
ではございません。現地の島民の方々に聞いたと
ころ、あるいはアメリカ側にたまたまたところによ
りましたも、わずか四十数戸の建物でございま
す。一々具体的にアメリカ側も把握してございま
す。これが不法なものであるかどうかということ
は当然判明するのであります。調査団が参りました
ときには、大抵居住そのものについては不法あ
るいは違法と認められるようなものはないように
承知いたしている次第でございまして。

○中谷委員 そこで所有権が、施政権が返還され
たときに第九條特に第十二條の中においてどのよ
うな運命をたどるであろうかということでお尋ね
をするわけですが、第九條の關係において
は、少なくとも現に使用している人との關係にお
いては所有者は関知しなかつたことだ、第九條の
規定が設定されない限りは所有者と賃借権者との
關係は賃借契約は不法占拠だということに相な
るわけなのか、要するに当然法定賃借権というふ
うなものが設定されるべきはすのうものではな
い

か。第九條というものによつて初めてそういうも
のができるのであつて、第九條というふうなもの
が設定されない限りは、所有権に基づいて、自分
の土地の上に建物を建てている人に対する關係に
おいては不法占拠だ、自分の土地の上に建物を建
てられるいわれはないということを主張できると
いうわけでございます。そうだとすると、この
第九條によりまして賃借権が設定されるというこ
とは、所有権の制限ということになつてくるわけ
でございます。そういう場合に、法定賃借権が設
定されることによる所有権の制限についての補
償、この補償の問題についてはどの条文中で補償を
していくということになるのでしょうか。

○新谷政府委員 これは土地の所有権に対する一
種の制限であることはお説のとおりでございま
す。ただ、この場合は、先ほども申し上げました
ように、現状のまま施政権が戻りまして直ちに
日本の法律が適用になりますと、所有権者との関
係において不法占有である、そうなりますと、現
地居住の島民の方々に對して所有権者から建物の
収去、土地明け渡しというふうな請求権が行使さ
れることになるわけでありまして、現在平和に暮
らしておる島民の方々の居住關係を保障する根拠
がなくなつてしまふ、このことはせつなく施政権
が復歸するにかかわらず、現地の人たちの生活を
一挙に破壊してしまふということになりますの
で、これを防ぎますためには、どうしても何らか
の措置が必要である。言いかえますならば、公共
の福祉を守るために適當な措置をとるべきである
というところになるわけでありまして、そうなりま
す。憲法第二十九條の第三項の問題ではございま
せん、第二項の問題といたしまして所有権の内
容を法律によつて定めるということになるわけ
でございます。公用のために収用するものではござ
いませんで、したがって、第九條の法定賃借権に
つきましては補償の問題は起きないというふう
に考えます。

○中谷委員 第二十九條の第二項は、民事局長が
御答弁になりましたとおり、公共の福祉に適合
するようその内容を定めることができるという
ことで、第三項の補償の規定とは違つたわけ
です。そういたしますと、違つたわけではありま
すけれども、所有権がたとへばこの第九條の規
定などによつて法定賃借権の設定をされるとい
ふふうな場合に、たとへば前項の法律の中はど
うなるものがあるのか、この機会にひとつお答
えをいただきたいと思ひます。

○新谷政府委員 このとおりの表現を使つたもの
があるかどうか、私たゞいまつまびらかにいたし
ませんが、たとえば罹災都市借地借家臨時処理法
におきましては、罹災を受けた当時の借家人
の權利を保護いたしますために、土地の所有者と
の關係において借地権を設定するというふうなこ
とがある法律の中に認められております。これ
も、災害によつて復興しようという地域におけ
る現居住者を保護いたしますためにはこれはやむ
を得ない、これが公共の福祉に合うゆゑであると
いうことからそういう措置がとられたのでありま
して、表現は若干違ひますが、趣旨において
は大體同じやうなものであると考えておるわけ
でございます。

○中谷委員 そこで第九條の第二項でございま
す、この第二項によりまして、ただし書きで「同
條の規定にかかわらず、その合意により別段の定
めをすることを妨げない。」すなわち存続期間十
年について合意による特約を認めてゐる規定だ
と思ひますが、この点についての合意といふのは、
十年を下回る合意ではあり得るのかどうか、こ
の点はいかがでございましょうか。

○新谷政府委員 第九條第二項のただし書きの規
定が働きますのは、原則的な十年の期間より長
くてもよろしうございまして、短くても差しつか
えない、こういう趣旨であります。

○中谷委員 この法定賃借権というものは借地法第
二條第一項本文の規定を排除しているというふう
に思ひますが、借地法そのものの適用について

はどのように相なるのでしょうか。

○新谷政府委員 施政権が復歸いたしますと、借
地法は當然に適用になるわけでありまして。

○中谷委員 そうすると、もう一度お尋ねいたし
ますけれども、借地法第二條第一項本文の規定を
除いて借地法の適用があるというふうな理解をす
ればよろしいわけではございませんか。

○新谷政府委員 そのとおりでございまして。

○中谷委員 その次に第九條の第三項でございま
すけれども、「あつせん」ということが出てま
います。「賃借の借賃その他の条件について
当事者間に協議がととのわなかつたときは」「あつ
せんを求めることが出来る。」このあつせんの法律
的な性格はどういうふうなものなんでしょうか。

○新谷政府委員 ここにあつせんとしておりま
すのは、当事者の話し合いがつかまつません場合に、
小笠原総合事務所長の長に立ちまして話し合い
の糸口をつけ、当事者双方の間に協議がととの
うに仲介の勞をとる、こういう趣旨でございま
す。

○中谷委員 時間がないようです。第十條に
ついては、第十條の第四項について、実務上の問題
はほとんど少ないのではないかとと思ひます。それ
も、即時抗告の規定がございまして、その期間が
二週間だといふところの定めがあるようございま
す。この点については、民事訴訟法等の規定が
あつたと私思ひますけれども、船便が年に四回
ないし六回というふうな状態だとすると、即時抗
告の法定期間が二週間といふことは、最初から守
れないじゃないかといふふうな感じがいたすわけ
なんです。この点は、民事訴訟法等の規定の中
でどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○新谷政府委員 この法定賃借権にかかる裁判に
つきましては、非訟事件手続法の規定によつて裁
判することになっております。非訟事件手続法が
準用いたしております民事訴訟法の規定がござ
います。それによりまして、ただいまお話しするよう

な場合には、裁判所はこれに附加期間を付することによって期間を事実上延長することができず、また当事者の責めに帰すべき事由によりまして期間を順守することができないときには、その事由がやみよした後に、そのことを証明して手続の追完をすることもできることになっておりますが、訴訟法の規定で申せば、第五百五十八条、第五百五十九条と思いますが、それらの規定によつて処理が十分にできるものというふうに考へております。

○中谷委員 次に第十二条の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

「小笠原諸島に存する施設又は工作物（アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。）のうち、公用（条約に基づく提供の用を含む。）次条第二項において同じ。」又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他人の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体が、次項から第四項までの規定に従つて当該土地を使用することができ。」とあるわけですが、ここでまず国または地方公共団体が決定をした。そしてその決定に基づいて、第二項によつて、使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならぬ。通知がある。そうすると第三項によつて、五年をこえない範囲内、逆にいうと、五年間はそれを使うことができるという規定だと私は理解をいたします。そうすると、公用または公共の用に供するものとして国または地方公共団体の決定と、その決定に基づくところの区域、使用の方法及び期間の所有者に対する通知、それだけで施政権のもとに於て使用の状態にあつたところの個人A、Bの土地が引き続いて使用されることになる。この国または地方公共団体の決定について、個人A、Bとしてはどのような不服申し立ての方法があるのでしょうか。この点については、局長、いかがでしょうか。

○加藤（泰）政府委員 お答えいたします。

この決定というのは、いわゆる処分というものに当たるといふふうに考えられるわけでありま

す。したがつて、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となるというふうに考へております。

○中谷委員 そうすると、この法律、暫定措置法あるいは返還協定が成立して効力が発する、そして地方公共団体あるいは国のほうの決定が行なわれる。本法案が成立をした、協定が成立をしたというその時期と公共団体の決定が行なわれたその間に、期間のズレ、時間のズレがあつた場合の期間は一体どういうことに相なるのでしょうか。使用している権限は何に基づくのですか。

○加藤（泰）政府委員 お答えいたします。

この国または地方公共団体が決定するというのは、もちろんこの法律施行前にもいろいろ調査もしておりますし、したがつてアメリカ軍が使つていた施設あるいは工作物は十分わかつておりますし、またそれ以外の公用、公共用といふものは、そういうものになるであらうというふうに予測されるものも一応わかつてはあります。したがつて、この法律施行後すみやかにこれは決定されるものというふうに期待しております。そういうことで時間的には多少のずれがあるかもしれないけれども、すみやかに決定されるものというふうに考へております。

○中谷委員 すみやかに決定されるものと思ひます。またそのことが実務上それほど重大な内容を持つということでも申し上げてゐるんではない。ただ問題は、常に小笠原の問題というのは、施政権が将来返還されるであろう沖繩の問題の一つの先例になるという前提で私はいろいろな問題を質問しているのです。

そうすると、膨大な基地を持つておられる沖繩の基地が、国と国との関係においては、核つき返還だ、いや本土並みだ、あるいは撤廃だといふことを言つておられるけれども、施政権がなくなつて、要するに返還をされて浮かび上がった個人の所有権との関係においては、一体どうなるんだらうかという問題が一つの問題点で、従来あまり議論されてなかつたと思ひます。そういう点でお尋ねをするのですが、そうすると、観念

的にそういうことはしないけれども、あるかもしれない。すみやかに決定をするということは時間的なズレがあるかもしれない。法律施行の後に決定があり得るということなんだ。しかし観念的にはその時間のズレがあるということ。そうすると法律が制定された、逆に言うところの施政権のおもしがとれてしまつて、そして日本の憲法が適用されて、国または地方公共団体が使用する決定をしないその時間の間は使用権限はあるわけですか、ないわけですか。ないとしたら観念でしかないけれども、これは一体どうなのかという質問です。

○加藤（泰）政府委員 お答えいたします。

この第十二条は「この法律施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物」こういうことになつておりました。その施設及び工作物というのは現時点におきましてはアメリカ軍がつくつたものと、それ以外には、現島民の使つておるもの以外にはないわけでございます。したがつて、現島民が使つておるものにつきましては第九条で先ほど申し上げましたような形で処理されておりますので、ここで考えられるのはアメリカ軍がつくつておるもの以外には、施設または工作物に入つてこないわけでございます。したがつて、そういう意味で非常に特定された施設、工作物でございます。そういうことで、この特定された施設、工作物につきましても、先生がおっしゃられるように時間的に多少ずれるということがありましても、実はそれはそういう条件づきの状態である、こういうふうに考へたらいいんじゃないかというふうに思ひます。

○中谷委員 考へたらいいのじゃないかと言つたつて、そういうふうには考へないのですよ。考へたらいいのじゃないかというのは、お上のほうで考へたら御都合がいい。一種の政令委任主義なんです。そういう考へ方が困る。要するに基地を撤廃してくれという一つの立場の人、あるいは沖繩の場合で言えば、そういうことで自分の生活を強制されるようなかつてで撤収され

たといった人が、一体返還されたときにどういう観念をし、どういうふうを意識し、どういう感覚を持つたかといふことでお尋ねをしてゐるわけなんです。だからいまのお答えは、お答えとして御自分で答えになつてゐないと思はれてゐるのではないかと僕は思ふのです。率直に言つて、アメリカ合衆国がつくつたところの建物であり施設だ。それは特定してゐることはよくわかりました。しかし、それは施政権に基づいてそういう建物がつくられ、工作物がつくられて、それで施政権のもとにおいて正当な権限を持つておつた。施政権のおもしが取れてしまつた。そうしてかりにおもしが取れてしまつて、日本国憲法に基づく第十二条の諸手続との間に時間的なズレがあつたとすれば、いま参事官がおつしやつた建物が特定してゐるとかアメリカがつくつたとかいふことは全然関係のないことになつてくるわけでしょう。あくまでもその関係は、先ほど民事局長が答弁されたように、すでに施政権者じゃないわけなんだから、個人対個人の関係になつてくるはずなんです。そうすると自分の土地の上にアメリカ軍の施設があつたとしても、それは不法占拠ではないか。少なくともこの第十二条の問題が、どういふふうな内容を持つてゐて、観念的だといふことの説明を私はあとで伺いたいと思ひけれども、少なくとも時間のズレがあつたその期間においては、個人対個人の状態であつて、不法占拠ではないか。逆に言つて、自分の土地を守るために、基地の中に入つていつてもいいではないか。アメリカの基地を、自力救済で、こわしてもいいのだからかといふ疑問がさへ出てくる。そういう時間のズレがあつたときに占拠できる権限、使用できる権限といふのは、合理的に説明がつかないのではないだらうか。つくのだから。つかないと思ひけれどもという質問なんです。

○加藤（泰）政府委員 先ほど申し上げましたように、施設は特定してありますし、その使用につきましても一応はいままでアメリカ軍が使つていたといふことでございますので、その目的そのもの

が公用であるいは公共用という範疇に近いものとして使われている関係でございますので、そういう点につきましては先生の御指摘のような時間的ズレというものがそう大きくないような形で処理されること十分考えられるわけでございます。これが特定していなかったりあるいは公用、公共用という一般的なものに類するものとして考えられないようなものでございまして問題は生ずるまいと思ふ、またこの施設、工作物が存し

ております土地の所有者が本土のほうにありま

す関係で、実際問題といたしまして所有者に通知するといふ場合に、所有者の住所その他いろいろ調査しなければならぬことも当然出てまいるわけでございますので、そういう第二項のほうの通知の問題ともからみまして、特に通知につきま

しては多少のズレが考えられるかもしれないわけですが、しかし第一項の決定につきましましては、さつき申し上げましたようなことでございますので、その時間的ズレがないように、十分早く措置されることと私は考えておるわけでございます。

○中谷委員 質問を終わります。――終わりますというの、休憩に入りますので中断をいたしますが、おっしゃっていることは、時間的ズレがないようにするんだ、するんだとおっしゃるけれども、時間的に一秒でも一分でも、その法律的な説明はどうなるんですかというの、実務的、行政的に措置しますというんじゃないんですか、憲法上の問題はどうかというの、憲法上の問題はどうかというの、再開後はその点にまづ正面から御答弁いただきたいと思ふ。

○床次委員長 残余の質疑は再開後行なうこととし、午後三時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十一分休憩
午後三時四十九分再開

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。中谷鉄也君。

○中谷委員 第十二条の問題についてお尋ねを、休憩前に引き続き続けます。三項ですが、「使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内」ということとございまして、そこで五年たった場合に、この問題の所有地は一体どのようなものか。かりに引き続き使用するといふ場合には、どのような手続を必要とするのか。この点はいかがでしようか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。この法律で、「施行の日から五年をこえない範囲内」といたしておりますが、これは施設、工作物の種類とか、そのある場所等によりまして年数をきめたいというふうな考えておりますけれども、もちろんこの期間が経過いたしましたれば、必要ならば土地収用法によつて、あるいはその他収用関係の法律によりまして、必要な手続、成規の手続をとつて使用する、必要でないものはもちろん所有者に返すということになるわけでございます。

○中谷委員 そうすると、「五年をこえない範囲内」ということで、定められた期間が到来するまでに土地収用法に基づく諸手続が完了してないければならないという前提があるわけでございますね。五年たつてから、土地収用委員会等の審査をするための、土地収用法の適用のための諸手続をとるといふのはなしに、五年以内に土地収用法その他の手続を行なひ、期間の到来までにはその土地収用法の結論を求めておる、こういうこととございまして。

○加藤(泰)政府委員 御説のとおりでございます。

○中谷委員 そこで大臣にお尋ねをいたしたいと思ふますが、午前中、民事局長にお尋ねをいたしました、この第十二条は憲法第二十九条の第二項ではなく、まさに第二十九条の第三項の解釈にかかわる問題であるということでございます。ただ、

この暫定法第十二条の第四項で、通常受ける損失補償の取りきめがありますが、第十二条の第一項、第二項以下の規定によりまして、現に使用し

ておる土地が、このような法の規定によつて使用することができるといふ法根拠は一体何か、第十二条によつてできるんだというのではなしに、このような条文を設け得る合理的な根拠は何か、憲法はこのようなことを予想しておつたのだらうか。別の立場からお尋ねをいたしますならば、少なくとも使用については、使用するにあつたての手続を必要とするのではないか、そういう手続を省略したこのような使用が許されていいのかどうか、憲法上の問題としてお答えいただきたい。

○加藤(泰)政府委員 非常に技術的なこととございまして、私から答弁させていただきますと思ふので、私から答弁させていただきます。

先ほど民事局長が、第十二条につきまして、憲法第二十九条の第三項の問題についてお答えになつたかどうかは私記憶しておりませんけれども、むしろ私の理解するところでは、この第九条及び第十二条は、同じような意味合いで考えておられるのではないかとこのように思ふわけでございます。したがつて、憲法第二十九条の第二項の問題として考えるほうが、この立案の趣旨には合つておるといふふうに私は解釈しております。

○中谷委員 法務省にお尋ねをいたします。

憲法第二十九条の第三項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ」という規定であることはすでに論をまわしました。この第十二条は、公用または公共の用に供するものについての使用に関する規定と補償に関する規定を含むものとして理解をいたしておりますが、まず、この第十二条について考えられる憲法上の条文は第二十九条であらうと思ふますが、第二十九条の何項でしようか。そうして、その点についてお答えをいただきましたと、それが憲法の考え、憲法の精神と合理的に結合しておるかどうかという点についての御見解を承りたいと思ふますが、最初にこの点について

お答えいただきたい。

○住吉説明員 お答えいたします。午前中の質疑の際に、民事局長がどのようにお答えいたしましたか、はっきり存じておりませんでしたが、おそらく民事局長は、例の現住島民の土地使用権、これにつきまして、この法律で法定賃借権というふうにきめたことは憲法に違反しない、その根拠は、第二十九条の第二項の問題である、こういうふうにお答えしておるのではないかと存じますが、ただいま御指摘のこの第十二条の公用のための使用権の設定の根拠も、また同一であると私は思ひます。

法定賃借権につきまして賃料というふうなものをこまかい規定を設けておりますが、その賃料に見合うものが、ただいま先生の御指摘の第四項の通常受ける損失の補償ということにならうかと思ひます。したがつて、やはり根拠は、ともに憲法第二十九条第二項の問題である、このように理解をいたしております。

○中谷委員 この点については、すでに国会の中でかなりいろいろな委員会、従前、ここの十四、五年の間に論議されておるところでございます。しかば、念のためにお尋ねをしておきますが、憲法第二十九条の第二項だということお答えは、まさにそういう有権解釈として、従来の御答弁に従うものだと、一言だけお答えをいただきましたと思ひますが、アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域をこの第十二条は含んでおりますか。それらのものがどのような意味合いで、「公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」という財産権内容制限の第二項とかかわり合いを持つのか。この点については、論議されているところではあります、いま一度第十二条の問題としてお答えをいただきたい。

○住吉説明員 たとえば日米協定におきまして、本土内におきまして、米軍施設用地として若干の土地を提供するとか、また事例としては、土地収用というふうな、いわば伝家の宝刀を抜くという形ではなしに、土地所有者との話し合いで、通

ましたような意味で、工作物の種類により、あるいは島々の事情によつてその期間は差があるかもしれませんが、できるだけ短い期間内であるようにという含みは当然持っているわけでございます。

○住吉説明員 先ほど第十二条の憲法論について、憲法上、第十二条の立法の理由は憲法に抵触しないか、こういうような趣旨の御質問がございました。第十二条自体は憲法第二十九条第二項を根拠にしてその合法性といえますが、憲法上の問題はなにと、このようにお答えいたしました。私は第十二条自体はそのように解釈いたしますので、五年とあるのを十年とした場合にどうかという場合に、その十年と期間を長くすれば憲法違反のにおいが濃くなるといえますが、そういうようなことはもちろん考えておりません。したがって、五年が十年であつても、これは憲法上の根拠といえますが、憲法違反という問題のといえますが、理論的な根拠は、先ほどお答え申し上げたとおりでございます。いま総理府の参事官のほうからお答えございましたように、ただ十年、二十年というような規定のしかたよりも、この案にございまして、五年というか、返還になりますればできるだけ国内の法規に照らして規制していくのが望ましいことでございますので、五年をこえない範囲でしかも政令で定める期間、五年未満の期間でできるだけ早く、こういう趣旨に読み取れると思ひます。そのほうが妥当であるということとは異論がないのじやないかと考えます。

○中谷委員 いまの法務省の御答弁は、私は一つ危険なものがあるのではないかと思います。そうすると、九十九年という定めがあつた場合は一体どうですか。私が申し上げたいのは、国民の財産をそういう手続によらないで収用するということ、これは不当だと思うのです。この場合でも、五年たてば引き続いて使う場合には土地収用法の適用をせざるを得ない。土地収用法というのは、収用される人間にとつては非常に権利の制限になる法律であるけれども、土地収用法があることがまた収用される土地の所有者にとつてはたまたまやみやたらに持つていかれる立場からいうと、保護規定であるわけですね。そういう保護規定である土地収用法という法律を九十九年——あなたの御話では、期間の定めは全然関係ないのだ、憲法上の問題は生じないというのだから、九十九年も適用しなくてこの暫定法において使用できるのだという規定も憲法違反になりませんか。少なくとも乱暴な話ですよ。

○住吉説明員 先生のほうでの御質問が、五年を十年とした場合にどうか、こうおっしゃいましたので十年と答えましたけれども、九十九年というのは、従前九十九年というふうなものをも私も学生時代に、それはもう永久的な、永代使用権といひますが、そういうふうなものになつてしまつていふに、昔よく法学上九十九年という期間はどのように聞かされておりました。それはおっしゃいますように具体的に要当性を欠いておると思ひます。ただ、現実の工作物、それから施設といふようなものを見まして、それを九十九年縛りつけて国のほうで使うのだ、あるいは公共団体で使うのだ、こういうようなことはこれは妥当性を欠く、憲法違反の疑いがきつて濃厚な考え方であると思ひます。

○中谷委員 そこで私がお尋ねをしたのは、要するにすみやかに本土法を適用するという考え方からいふならば、この場合の本土法というのは土地収用法なんだ、土地収用法が物理的に客観的に適用できる状態がないから第十二条の規定を設けざるを得なかつたのだとどういふようにおっしゃる。そうすると、土地収用法が適用できる期間といふのは一体具体的に何年か。五年といふのは、私はそんなにかからないと見る。だから、そんなにかからないで、しかもそういうふうなものを十年にもするといふふうなことは、これはきつめて安易に土地を使用することになるじやない

か、憲法違反の問題だつて起こってくるぞとぼくは申し上げた。しかし問題は十年とは書いてないで、五年と書いてあるから、五年の中で議論するのです。じゃ、ひとつお尋ねしますけれども、工作物の種類、設置場所を考慮して必要とされる期間と、こうあるが、工作物の種類はどんなかつこうでその期間に影響を及ぼすのですか。堅固な建物とか普通の建物とかあるいはまた工作物の使用目的とか、それがどういふふうな期間の長短に影響しますか。設置場所はどういふふうなことで期間の長短に影響しますか。そういうふうなことは土地収用法を適用し得るかいなかつた問題とは別個の特殊具体的事情になりますか、この点についての基準はお持ちなんですか。法務省。

○住吉説明員 私のほうでは、現実の施設、工作物の種類、それからその場所、これについての理解がございせんので、その基準、どういふ工作物についてはたとえ政令で定める期間一ぱい、どういふものについてはそれ以下といふような基準があるのかという御質問でございましてけれども、その基準については実情を十分理解しておりません。

○中谷委員 参事官にお尋ねしますが、いわゆるその実情はわからなくても、そういう基準の立て方の一つのルールといふものは私があつてしかるべきだと思ひます。そうすると、一体、工作物の種類、設置場所等がどのように長短に影響するか、設置場所がどのような場所の場合には五年の短いほうになり、こういう設置場所の場合には十年の長いほうになるという一体その判断基準、政令基準は何ですか。設置場所でひとつお答えをいたしたい。

○加藤(幸)政府委員 お答えいたします。設置場所を中心にお話でございますので、たとえば硫黄島を例にとつてみますと、硫黄島の場合は非常に激戦地でございます。ほかの島々の場合ですと、まだ多少の境界その他はある程度わかるわけでございますが、硫黄島の場合に

は激戦地であつたことから、そういう土地の区画関係が完全に破壊されて、非常にその認定がむずかしい状態にあるのじやないかと思ひます。そういう状態を考えると、やはりその使用関係のあれにつきまして、正規の土地収用法の手続をとり得るような状態にいろいろな資料を整理するの、相当の時間がかかるということが当然考えられるわけでございます。そういう意味から申し上げます、やはり先生の御指摘のように、確かに工作物の種類とかあるいはその島がどこにあるかといふことだけで考えますれば、それほど問題はないわけでございますが、いま申し上げましたような事情を考えますと、やはり土地収用法によつて手続がとり得るような状態が一体いつ来るかといふことに関係してくるのではないかとはいふに思ひます。

○中谷委員 第十三条から第十五条までの質問がすっかり残つてしまいましたが、第十二条も問題を整理してあとであらためてお尋ねいたします。

農林省からせつかうおいでいただいたので、一点だけひとつお尋ねしておきますが、第十三条第四項の「政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない」となつていますね。この政令で定める「特別の理由」とはどんな場合がございましてかというのが質問の第一点。

第二点は、第十三条以下の条文を拝見いたしました。一つ疑問に思ひましたのは、賃借りの申し出をしたところが、あなたには借しておりませんという場合には、これは一体どの条文でその場合には調整をするのか。この点、非常に私素朴な疑問を感じました。あるいはまた賃借りの範囲についての争いがある場合、これは一体どうなるのじやないかといふことについて疑問を感じました。これは一体どうなるのですか。農林省のほうからお答えをいたしたい。

○小山説明員 初めの第十三条の第四項の「政令で定める特別の理由」といふのは非常に限定する

つもりであります。たとえば、規定をする予定にしておりますのは、賃借人のほうから権利を放棄した場合あるいは賃借権を譲渡、転賃をした場合、あるいは賃借人の側から一方的に解除をした場合、解除権を行使した場合というふうな場合等をいま考えております。いずれにしても、非常に特殊な場合、賃借権自身のほうから放棄したような場合に限定をいたすつもりであります。

それから二番目の御質問の、かつて基準日現在において賃貸借関係があったかどうかということについて争いがありましたときには、これはやはり訴訟で最終的には解決をはかる以外にはないというふうに考えております。もちろんその過程においていろいろ行政庁が間に入ったりとか何とかという事実行為は指導をいたしますけれども、法律的に最後の決着をつけるのは訴訟以外にはないのじゃないかというふうに考えております。

○中谷委員 そうすると、まずそもそ問題になるのは、百十番地を私は借りておったという申し出をした場合に、あなたには百十番地を貸してない、百十番地だという場合にはまず争いになる。百十番地のうちABCで結んだ範囲内を借りておったというふうに申し出をしたところが、ABCと三角形の部分だ、あとの部分は貸してないということだけでもこれはまた争いになる。ジャングル化しておるところでそういうことが争いになるとすれば、一坪違っただけでも争いになってしまふ。申し出があつても拒絶事由というものが生じてくるのだから、その部分についてだけだとしても、何か非常に問題が出てくると思うのです。そうすると、こんなことを訴訟で解決せざるを得ないのじゃないか。私も条文を読んだけれども、そんな争いが一番予想できると私は思う。一々訴訟でやっておいたら、これは話にならない。逆に地主のほうから申しますと、賃借人に対して、私はあなたに貸してないとか、貸してある部分が違うということを言っただけでこの第十三条以下の特別賃借権の規定を事実上かなり空洞化することができるのじゃないか。そういうふう

うなものについて行政庁の努力ということですが、東京都知事のあつせんという規定が第十三条の第七項にございませう。この第七項のあつせんは「賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわぬ」となつておる。本件の場合にはそもそも賃貸借の成否そのものについて争いがある場合だとは思いますが、この第七項のあつせんはそういう場合も予想しておるとは答えたいだけではないですか。そういうふうな法律解釈はしておられないのですか。いかがでしょう。

○加藤(泰)政府委員 ただいまの御意見のとおり私は考えております。

○中谷委員 農地課長さん、御答弁をお願いいたします。

○小山説明員 同じ意見でございます。

○中谷委員 第七項の規定は、法律的にと申しますか、条文どおりに読めばそれは何か入り込まないとも読めますね。「賃貸借の借賃その他の条件」だから、そもそも賃貸借があることが前提になつておるようなことだと思ひますけれども、私はそういう読み方はやはりこの機会にすべきではないと思う。第七項はいま私が指摘し、参事官が答えられたように、賃貸借の成否、賃貸借の物件の範囲、存在等について争いがある、あるいは話がまとまらない、協議がととのわぬ場合もあつせんの対象になるのだ、これは解釈として何かちよつと幅が広いと思うけれども、事実上東京都知事にそのようなことがあるという有権解釈というか、これはひとつ確認をしておいていただくことが今後の小笠原復興のために私はいい解釈だと思ひます、この点は念のためにお願いをしておきます。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

この法律は、第二条におきまして帰島の促進、それから帰島された方々の生活の再建等について十分国それから関係都道府県、あるいは市町村も含みますが、責務としてそういうものを規定しております。そういうことから考えましても、先生御指摘のように、あるいはこの条文は読みづら

い点があるのかもしれないけれども、立案者としていたしましては、やはり先生の御指摘のようなことも考へておるわけでございまして、行政庁として、そういう争いが少しでも少なくなるように努力するのはあたりまえのことだというように考えますので、十分この規定を活用してまいりたいと思つておるものであります。

○中谷委員 最後に一点だけお尋ねして、私の質問を終わりたいと思ひます。

これは長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。あと第十三条あるのは第十二条の残つた部分についての質問は、別に機会を与えられたらお尋ねをいたしますが、本日長官からお答えをいただきましたのは次の事項です。あと農地課長にもこの点について一点だけお答えいただきたいと思ひます。けれども、硫黄島の戦没者の数というのが陸軍が一萬二千七百二十三名、海軍が七千四百六名、合せて二萬二千二百九十九名という陸海軍の軍人が玉碎をいたしました。戦間経過等は当時の戦史によつて明らかであります。そこで、何はさておいても、返還されたこの時点において必要なことは遺骨の收拾であるということ、これは長官もお認めいただけたらと思ひます。これはもう私は端的に申しまして、党派をこえたところの国民の悲願であらうと思ひます。ことに遺族にとりましては、自分の父や自分の兄を失つた人間にとりましては、あるいは夫を失つた人にとりまして、これは最大の希望であらうと思ひます。

そこで、われわれはいまこの暫定措置法を審議しておるわけでありませうけれども、遺骨收拾という点について政府はどのように考へておるか。まず私が確認的にお答えをいただきたいと思つて申し上げるのは、まずこれはあらゆることに優先したところの仕事であらうと思ひます。第二点としては、はたしてしからば予算的な措置は一体どうなつておるか。いつから着手するか。これは本来厚生省援護局のお仕事であらうか。これは本来厚生省援護局のお仕事であらうか。これはやがては私は国をあら

げての事業だと思ひます。こういう点で、私はひとつこの問題にお取り組みになつておられる長官の決意を承りたい。同時に、私はこういうことは起こることではないと思ひけれども、一つだけ、私自身この法案を調べていた中で生じた一つの疑問を提起して、これは農林省のほうからお答えをいただきたいと思ひますが、感想的にひとつ長官の御答弁をいただきたいと思ひます。かつて硫黄島には農事試験場があつたらしい。そして硫黄島には農事試験場があつたらしい。そういう復旧計画だ。復興だということ。裁培をしておつた方が、だれが行くかわからないが行つて、硫黄島と薬草と何か関係があつたと思ひますが、もしかりに、父島以外にはとても行けない状態で事実問題としてそういうことはないだろうと私は思ひますけれども、もしそういうことで裁培に着手したということになると、遺骨收拾よりも裁培が先に行つたということになると、これは私は遺骨の收拾にかなり支障を来たすと思ひます。しかし暫定措置法のどこを見ても、自分の土地で耕しちやいかぬというふうなことは書いてない。しかしもしかりにそういうふうなことが行なわれるとするならば、そういうふうな土地の所有者に対しては、ひとつ国民としてそういうことについては協力をしてもらいたい、了承をしてもらいたいというところで、何らかの了解をとるようなことをして――これは私は先ほどから憲法第二十九条の財産権の制限について、所有権というものが個人のひとつの大きな基本的人権であつて、みだりに制限すべきではないということを主張してきたけれども、そういうことをお願いすることは、私は決して国民全体の気持ち、それこそ公共の福祉に反するものではないだろうと思ひます。この点についてひとつどうですか。

それからひとつ大臣の個人的な御見解を承りたいと思ひますが、遺族の人あるいは自分の戦友がとにかくこの硫黄島で戦死をした、そういう生き残つた戦友、こういう人が、しかも作業的な能力を持つておる人、遺骨収集の技術者でもある人

が、ひとつ自分がそういうところに行つて遺骨を収集したい、父親の遺骨を自分たちが作業の中で集めたい、戦友の遺骨を集めたいという人がおつた場合には、これは災害についての、いろいろな危険な問題についての保障をどうするかというような問題があります。しかしそういう技術者であつたという場合には、優先的にそういう人を採用して行かすとか、あるいはもしかりに奇特な人があつて奉仕しようという人があつた場合には、そういう人の奉仕を受けるといふこともあつてもいいのではないかと。やはり何として、当時私たちは戦場には立たなかつたけれども、もうほんとうに自分たちの先輩がここで戦死をした、こういうように一つの歴史的な経験といふか、人間としてこのことについて大臣の御答弁をいただきたい、こういうことで最後にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 たいま御質問の御趣旨は全く同感でございます、あらゆる問題に優先いたしまして、この御遺骨の収集なりお祭りといふことを考えなくちゃならない、かように考えております。

なお、この件につきましては、先般も五月の四日、五日にかけまして、厚生省の援護局の大野次長、ここにおります守谷君や関係者、陸幕の次長でございますが、それから外務省関係者が、いまの硫黄島の御遺骨の収集について何とかしなければならぬといふので、現地に参りましていろいろ調査をいたして帰つたのでございます。

今日までの経過でございますが、もうすでに中谷先生御承知と存じますが、二十七年、八年に和智大佐が参りまして、そのときに九十一体を収容してまいりましたが、その後は硫黄島におられた方々が墓参りにおいでになるだけで、遺骨収集という行為はなされなかつた。先般の調査の結果、約三十体ばかりの御遺骨を発見いたして帰っております。

ただいまのお話しの薬草栽培、これは硫黄島産業とか何とかいう薬草会社があつたさうで

ございますが、これらはたいまのお話しのとおり、何しろ硫黄島の場合には不発弾の処理やら、それからまた御遺骨の収集やら、ことにこれは八十カ所ばかりの坑道があつたさうでございまして、非常に地面も荒れておりまして、ほとんどもうわからないような状態でございまして。ようやく二十カ所ばかりの入口は現在発見されております。

何をとおきましてこの御遺骨の収集、並びにこれに對します御遺族なりあるいはそういうふうな方々に對しましての問題をまず解決したい、これはもうわれわれのほんとうの念願でござい

ます。硫黄島の関係は、たいまお話しのように二万人余の戦死がございましたけれども、その中でたまたま負傷して終戦になられて帰られた生き残りの方、それから捕虜になられた方、こういうふうな方々が約千名ばかりおられます。硫黄島協会といふのをつくつておられます。先般もその世話人会がございましたので、私どものほうもぜひひとつそういうふうな生き残りの方々が戦友の御遺骨の収集でありますとか、あるいはまたなくなつた御遺族に對しましてのいろいろな計画をどうかわれわれと一緒にやつていただきたいというお願いをいたしたような次第でござい

ます。この問題はほんとうにお話しのとおり、硫黄島に關しましてはまずもつて解決しなければならぬ最も焦眉の問題でござい

ます。○床次委員長 吉田参事君。○吉田(参)委員 小笠原諸島の復旧に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案につきまして質問をいたします。

まず冒頭に、この法案の趣旨の一つの大きな眼目でありますところの、旧島民の帰島及び生活の再建に配慮するといふことがござい

ますけれども、冒頭に質問いたします。旧島民の現状ですね、それからもちろんこれについてはあとの質問で触れますけれども、復興計画とかさういふことがない、なかなか帰島の意思の決定といふこと

も現状ではむずかしいかろうという、正確なものはつかみにくいかわかりませんが、旧島民の帰島する意思といふものは、どの程度どういふようになっておるか、まずお伺ひいた

します。○田中事務大臣 旧島民の方々がたいま三千九百五十五世帯ほどわかつておられて、総理府のほうではこれくらゐの方々に對しまして、帰島の意思の有無でありますとか、いろいろな意識調査をいたしてまいつたのでござい

ますが、この三千九百五十五世帯の中で、返事が参りましたのが千八百七十一件でござい

ます。それで、なおこの意識調査のこまかい内容等々は担当官から申し上げますけれども、大体におきまして、ぜひ帰りたいという希望を述べた方々が、世帯別に見ますと四〇%、人員別に見ますと二七%に相なります。

それから、いまはまだ帰るとも帰らないとも考えられないといふような方が、世帯別では一三%、人員別では二五%。それから大体帰ると思うといふような方々が世帯別では一四%、人員別では一三%、こういうような状態でございまして、これを小計いたしますと六七%の世帯別、それから六五%の人員別の方々に相なります。それからもう一つ、別に帰るつもりはないといふような返事が、世帯別では三三%、人員別でも三三%でござい

ます。また大体帰らないと思うといふのが、世帯別は一%、人員別では三%、これを小計いたしますと三三%の世帯別、三五%の人員別の意識調査の結果になっております。しかしながら、こ

ういふ問題は先ほど来いろいろとお話も出ました、いわゆる国なりあるいは東京都なり、こ

ういふ先行投資がはたして一体どの程度なされるか、まあ、帰りたいといふ方々も、ロビンソン・クルーソーみたいなことで、ジャングルの中へ一人で飛び込んでいってといふようなことではないのでござい

ますから、やはり国のこ

ういふ先行投資がどうするかといふことと非常に相関性を持つておる。でござい

ますから相対的に變動性がある、こ

ういふふうに考えます。○加藤(参)政府委員 少し補足させていただきます。いま長官から言われましたように、三千九百五

件調査をしたわけでござい

ますが、ただ、住所が不明だとかあるいは重複していたとか、あるいは相手が死亡していたといふようなことで六百四件ばかり返つてきておりますので、まず対象として考えられますのは、いまの三千九百五十五件から六百四件を引いたものが対象といふことにな

ります。そして長官の言われましたように、そのうちの千八百七十一件が返つてきた、これは五七%ということになります。郵送で調査をしたものでござい

ますので、一般的に郵送による調査といふのは、六〇%といふ非常に大成功だ、こ

ういふふうにいわれるわけでござい

ますが、ただ、五七%ではまだもちろん少ないわけでござい

く了解できたのでございますが、国なりあるいは都なりの先行投資あるいは復興計画、そういうことを期待しない意思なのか、期待して帰島しようとする意思なのか。私がこれを前段で御質問申し上げますのは、実はこれからのいろいろな法案の暫定措置でございすけれども、せんに詰めたらいろいろ問題点はあるかと思うのです。ところが、大体現状のままの姿で帰島するということがなつてくると、いまデータがなかったような、先行投資をあまり期待しないで、要するに生まれ故郷に帰りたいんだということになると、それはたいへんなことになるんだと思うのです。幾らの人口になるか、その人口をささえていく、もちろん交通機関やいろいろなものも必要でございまして、うが、そういうことは当然国なり都なりで何とか手を打ってくれるだろうという期待感、あるいはそういう国の政策におおさつた上の期待です、ね、そういうようなことがある以上、帰ったままでほうっておくということは、これはできない。国としても都としてもどんだん投資をやつていかなければならぬだろう。私がここで申し上げたいのは、この暫定法案をつくるについて、むしろ復興計画といひますか、あとで二、三御質問申し上げたいのですが、そういう青写真を早く出して、こういうふうにして小笠原をこういうように利用したいんだ、その他の問題でも、あとで御質問いたしますけれども、こういう考え方の上でやつていかないと、島民よりか帰島する人のほうが人口比率がうんと大きくなる。大体どういうような人口になるだろう。現状のままの認識でどのくらい小笠原諸島に住もうとしておるのか、いま本土におる人がですね。現地に住んでいる現島民の数と将来予想される人口、そのアンケートのままの人口だと幾らぐらひの人口になるのですか、大体の予想だ。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

ただいま長官が述べられましたように、ぜひ帰りたい、これが人員で二七％というふうになっております。大体帰ると思うというのが一三％であ

りますが、合計いたしますと四〇％ということになります。そのほかのもう一つのあれといたしましては、まだ帰るとも帰らぬともきまつていないが、帰る方向だ。そういうところは、先生御指摘のように国なり都なりの投資によって意思がはっきりするといふものではないかというふうに考えられますが、これが二五％ということ、先ほどの四〇％と二五％を比較いたしました場合には、もちろんいまの二五％というのは少ないのでございすが、しかし全体といたしまして相当なウェイトを占めておることは間違いないわけでございます。そういう意味で、この帰りたい、帰る意思のある、少なくともある条件がそろえば帰る意思があるという方にはぜひ帰っていただきたいというのがわれわれ関係者の気持ちでございます。したがって、その点につきましては十分小笠原の開発につきまして、できるだけ早く帰島者の意思が確定するように配慮をしなければならぬ。これはおそくなるというところはやはり帰島者の立場からいひまして非常に不安がいつまでも続くといふことでもございすので、そういうことを考えれば、できるだけ早く御指摘のようなその点について、国あるいは都の間で十分配慮しなければならぬ、そういうふうに思うわけでございます。

○吉田(泰)委員 旧島民のことについてはあとでまた質問いたします。もう一つの柱が、現島民の生活の安定という二つの柱があると私は思うのです。その現島民の生活の安定は、ほとんどがアメリカ軍の基地勤務という現状だそうでございますが、これは返還になると、生活に対する不安といふいろいろなことがあると思うのです。

そこで、まず冒頭に現島民の生活の安定ということでお伺ひいたしたいのですが、残った基地がこれは自衛隊に引き継がれるという話を聞いておりますけれども、それはどういう根拠で引き継がれるのか。どういふ条約によって、どういふ形で米軍の基地を自衛隊に引き継がれるのですか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

これは昨年十一月の日米共同声明によりまして、小笠原の防衛につきましては、漸次、日本政府のほうで引き継いでいくというくだりがございすが、そういう意味で共同声明によってその防衛につきましての責任を引き継いでいるわけでございます。したがって、法律上の規定に基づいていふというふうなことはもちろんございせんが、この暫定法によって必要な施設等は、先ほどの中谷先生からいろいろ御質問がありまして、先ほどの第十二条の規定等によりまして施設等は、一応の使用権等を認められておりますので、そういう形で引き継いでいくわけでございます。

○吉田(泰)委員 いまの法律的な根拠ということについては、別の機会にまた御質問を申し上げます。

防衛庁にお伺ひいたしますが、いま小笠原に残されております米軍の基地です。これが防衛庁において引き継ぐ計画がございすかどうかということですね。どういふ形で引き継ぐか……。

○今泉説明員 お答えいたします。

現在米軍が所在しております部隊及び施設は、父島には海軍の部隊及び施設がございす。硫黄島には空軍の部隊及び施設、また沿岸警備隊及びその施設がございす。南島島に沿岸警備隊の部隊及び施設がございす。このうち協定によりまして硫黄島と南島島の沿岸警備隊が使用しておりますロランステーションは、これは引き続き米軍が維持するということになっておりますので、原則といたしましては、自衛隊は、ロランステーションを除く米海軍あるいは米空軍が使用しております施設を引き継ぐ計画を持っておりますが、その中には返還後、小笠原の開発のために、民生安定上また必要な部分もございす。その部分まで自衛隊で引き継ぐという考えは持っておりません。

以上であります。

○吉田(泰)委員 これは参事官にお伺ひいたしますが、いまの防衛局の第一課長の御答弁で、基地の現状、残された米軍の一部の基地と、現在の島

民の離職者対策といひますが、その点について、これは具体的な質問なんです。小笠原の復興のために、いま現在の米軍の基地そのまゝを防衛庁が引き受けるのではない。大部分を引き受けるのだからと思うのです。そうした場合、現在米軍によって生活を維持している島民の数、そのうちの数は実際は離職をしても、防衛庁が引き受けたら吸収できる能力があるのか。これはほんとうに具体的な質問なんです。そのくらのことは吸収できるのか、あるいは離職者対策ということをやつていひますが、これは何は離職者という前提でこの暫定措置をつくられたのか。

○加藤(泰)政府委員 お答えいたします。

現在米軍に雇われております人員は五十七名でございます。ただこの中には、かたわら漁業をやつていひながら働いていひる方もいひるわけでございます。フルタイムで働いていひる方は大体三十名くらいだろというふうに調査ではなつております。したがって、さしたたつてもちろん五十七名全体が一応離職するわけでございますが、漁業をやつていひる方にはひとつ漁業に専業してらうということも、今後の漁業の振興のあれによりまして十分考えられるわけでございます。あとはかに漁業兼業という形でなくて米軍にずっとフルタイムでつとめていた三十名の方々ににつきましては、この法案におきましても国の機関あるいは都の機関等で、それ以外にも公共的な施設、機関におきましてはぜひ島民を採用してはしい、こういう趣旨の規定も設けていひるくらいでございます。この三十名の方々に對する離職対策といひる点につきましては、国の機関、特に防衛庁においてどの程度引き受けていひただけかといひることは、いま私から申し上げられないわけでございますが、しかし、旧島民が心配されておるのとはちろんよくわかるわけでございますが、われわれとしてはその点十分配慮いたしまして、現実には心配がないようにいたしたいといひるふうに考えておるわけでございます。ただ、さしたたつていひる防衛庁とかあるいはその他の機関で採用してい

ただくつきましても、現島民の方々の技術的な
といひますか、いろんな就職上の能力の問題もあ
るかと思ひます。そういうようなことで、数だけ
で合はせるわけにもまいらぬと思ひます。いろい
ろ就業指導ということも必要になってくるわけ
でございますし、その点につきましても、この法案
におきましても第六条でひとつ十分指導して、空
白があまり長くならぬように配慮した上で就業さ
せたい、そういうふうな考えております。

○吉田(義)委員 きょうは防衛局長に来ていた
いて聞きたかったのですが、これは防衛局の第一
課長さんにお伺ひいたしますが、その協定によつ
て引き継いだ施設ですね。防衛庁が小笠原に占め
る——将来防衛庁は戦略的にどういうふうな考え
で、どういうふうに対処しようとしているか、そ
うすると、われわれ国民は小笠原に対する基地の
変わったものとしてどういうものが生まれるだろ
うかということも考えておられると思うのですが、将
来戦略的にどういうふうな防衛庁はあの小笠原を
利用しようとしておるか、これについて伺ひたい
と思ひます。

○今泉説明員 お答えいたします。

小笠原につきましても、現在の戦略上の地位と
いひますか、価値としましては、まず平時訓練、
特に海上自衛隊の訓練を行ないます場合に有力な
訓練上の基地になり得ると考えております。また
有事の際には、一つは対潜——潜水艦に対する哨
戒を護衛艦が行ないます上での有力な基地にな
り得ると申し上げられると思ひます。さらにま
た、この地域はいわゆる南東航路上の主要な中間
地域に当たりますので、これもまた有事の際であ
ります。たとえば船団護衛等の海上交通を確保
してまいります上にも重要な地位を占めるものと
いうふうな考えております。

○吉田(義)委員 大体現在の島民がそういう形
で、あるいは離職者対策の一環になるということ
は、側面的に憶測はできたのでございますが、先
ほども中谷委員からいろいろ詳しい法律的な質疑
がございましたので、専門的なことは私よくわか

りませんが、土地のことにつきまして、土地のい
わゆる登記簿が焼失しておる、家屋台帳だけであ
るといふようなことでございしますが、実際それで
現島民と比べて帰島したいというその数のほうが
うんと多い。その間に非常にトラブルが起こるで
あらうと思ひます。大体現在の政府の考え方
公平ないわゆる正しい所有権の確認が、私は資料
を見ていないからわかりませんが、でき得るとい
う状況ですか。東京都にある現在のいわゆる家屋
台帳あるいは土地台帳、それによつてその信憑性
というか、そのこと自身が正しい所有権の確認が
できるかどうかということが第一点。

もう一つは、現在使つておる現島民と帰島した
人とのトラブルということで、建物なんかは自分
の力で建てたらしいという状況報告を読みまし
たけれども、土地なんかの場合、各人の意思によつ
て適当に使つておるというふうな現状らしいです
ね。そういう場合に画一的にそのことが賃借権を
認めて坪数とかいろいろな点で公平にできるかど
うか、そういう点でそういう見通しがあるのか
いのか、この点についてはどうでございますか。

○加藤(泰)政府委員 土地の境界の確認等の問題
につきましては、いま先生のお話にございまし
た、先ほどもなにしております土地台帳及びその
付属図面でございますが、それが書類的には唯一
の資料ということになりました。したがって、これ
を十分活用し、また現地におけるいろいろな目安
になるものをこれで調査いたしまして、また一方
測量をやりまして、その問題につきましても、問
題は非常にむずかしい問題だと思ひますけれど
も、やはりわれわれ関係者といたしましては、そ
の問題をできるだけ争ひが起きないように努力す
るのはいくらもえのことでございしますので、十分
その点配慮をしていきたいというふうに考えてい
るわけでございます。

第二点につきましては、現在現島民が使つてお
ります土地の広さは大体が五百平方メートルない
しは千平方メートルということで、平均して六百
五十平方メートルということでございます。東京

あたりの宅地と比較しますればもちろん相当広い
わけでございますが、しかしその点につきましても
は、建物の利用上、合理的な面積のものは当然に
賃借権設定のあれとして認めていくわけござい
ますので、この点ももちろん問題が、争ひがあり
すれば、小笠原総合事務所のあつせんというこ
とで行政的には十分な指導して、争ひが生じない
ようにしていきたいというふうに考えております。

○吉田(義)委員 これは大臣にお伺ひいたします
が、小笠原開発の問題についていま冒頭に二、三
の現島民の問題について、あるいは帰島民の問題
、それについて御質問申し上げましたけれども
も、こういうことを考えてみると、相当な小笠原
の島民の意思を持った人もおる。と同時に、現島民
の生活を確保しなければいけない、そういうこと
で、漁業あるいはその他の企業で小笠原を政府は
どういうふうな開発計画の展望、プログラムを
持つておられるか。それがないと、私はいわゆる
暫定措置法をつくつてみても、仏つくつて魂入れ
ずで、ほんとうの意味の帰島民あるいは現島民
の生活の安定はないと思ひます。政府並びに都
は、たとえば輸送問題一つにしてもどういうふう
にしてやるのか、それによつて先行投資によつ
て、また帰島する、郷里へ帰りたいという人も出
てくるだろうし、そういう青年等はいろいろう
に持つておられるか、あるいは特殊な産業ある
のか、あるいは帰る人に対しては極力奨励する
のか、あるいは帰りたい気持ちの人だけ帰して奨
励するような措置はとらないのか。これらは政府
の態度、協力、そういうことににかかつておる
と思ひます。政府としては小笠原返還を機会に
どういうふうな開発計画を持つておられるか、そ
の展望あるいは長官の御意思ですね、どういふ
うに持つていきたいということをお聞かせいた
だきたいと思ひます。

○田中(義)大臣 まず現島民の方々の生活の安定
という問題が当然考えられますが、今度は従来小
笠原に住まれた方々の帰島の意思いかんというこ
とが大きな問題でございます。それには先ほど申
しますような旧島民の方々の権利をいかにして
守つて差し上げるかということ、それから政府
等の先行投資という問題が出てくるわけであり
ます。旧島民の方々の帰島という問題の際に、やは
り従前なりわいとされました漁業の関係あるいは
農業の関係、こういうものを帰つてやりたいとい
うような御希望が相当ございします。であります
が、これらが戦後二十四年間を経過いたしました
現時点におきまして、かつてのような姿になるか
ならないか。これは先般来の当委員会の御質問で
もいろいろ議論の分かれるところでございま
す。私も、まず暫定法によりまして、希望の
各位に対しましては帰つていただけるような素地
をつくり、他面また先行投資もいたし、そうし
て、その間において、小笠原を将来どのように考
えるかという青年等をつくつていかなくてはなら
ない。その場合に、一つ非常に心配になりますこ
とは、いわゆる一旗組といったような、花火線香
的な考え方を持った方々とか、あるいはそれこそ
詐欺行為ではありませんが、旧権利の転売をいた
しましたり、あるいは投機をいたしましたり、そ
ういうことが起こらないように、また今後の開発
につきましても、やはり現在住者と帰島者との間
の権利の調整と同時に、ある一定の青年等真の
に、少しことばのあやが過ぎるかも知れませんが
、そういう気持ちで考えれば、一糸乱れない計
画的な開発と帰島とをできるだけお願いしたい、
こういうふうな考えるわけでございます。その間
にいろいろ、観光だとか、あるいは何とかがいふ
うな、従来なかつたもので、しかもいろいろな企
業的な考え方を持った方がおられるかも知れませ
んが、こういうふうな計画につきましても、政府
といたしましてはよくお話を聞いて、そうして、
一つの軌道に乗つた案の上に、逐次計画性を持
つてやりたい、こういうふうな希望を持つてお
ります。

○吉田(義)委員 いまの復興計画は、この暫定措
置法が通つた以後に、できるだけすみやかにその

プログラムを作成していただきたい。これは政府に特に要望をしておきます。

もう一つ、それに非常に大切な密接な関係を持つてまいりますが、小笠原と本土との、いわゆる交通機関について、政府はどうお考えになっておられるかということをごさいます。

○田中務大臣 交通の問題は、運輸省においていろいろ検討をされておりますが、何しろ復帰後は、現在の住民の方々の生活を維持するために、いろいろ物資の輸送をいたさなくてはなりません。こういうようなものは、ほんとうに国が負担をしてやらなければ、民間等の会社がコマージナルベースに立ってやれるものではありません。それから、将来定期航路ができることについては、これがベイスするとか、コマージナルベースでやれるというものではないのか、こういうふうにも考えます。この点は、小笠原の問題にあたりまして、常々運輸大臣が非常に心配をいたしておるところであります。もう一つ運輸省の関係では、御質問にございせんが、通信の問題、電波の問題があります。郵政省と一緒にございします。

○吉田(兼)委員 交通の問題も、いま大臣の御答弁がございましたように、なかなか一般企業でコマージナルベースに乗せてベイスできるといふような現状ではなからう、そういう展望であるだけに、いま、調査一つ行くにも自衛隊のごやっかいになります。いろいろなことをしているようでございますが、そういう意味で、交通機関、輸送という問題が一番大切になってまいらると思っております。これまた私の要望として申し上げておきます。

もう一点だけお伺いしたいのですが、先ほど防衛局にお伺いいたしました、日本の自衛隊の、基地のあとの状況、戦略的な構想、これは承りましたけれども、防衛庁そのものに返還協定が終わりまして具体的に計画があるかどうかということです。非常に課長としては御答弁しにくいかどうか知りませんが、具体的な陸海空の小笠原諸島にお

ける配置とか、いろいろな点でそういう計画があるかどうか。もしあるとすれば、いまの戦略的な関係で、先ほどの御答弁によればどのくらいの陣容で常駐するようになるのか。これは復興計画で基地ということとはやはり大切になってまいらると思うので、どのくらいの規模でどういうふうな防衛庁としてはお考えになっておるか、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

○今泉説明員 お答えいたします。返還されたあとの現時点では当面平時的な感覚で部隊を配置しようと考えております。父島、硫黄島、南鳥島にそれぞれ海上自衛隊の基地部隊を配置する考えでございます。もう少し具体的に申しますと、父島には横須賀地方隊の出先機関をいたしまして、海上自衛隊の基地分遣隊を編成を考えております。硫黄島、南鳥島については、それぞれ航空基地の管理部隊として、硫黄島については航空基地分遣隊、南鳥島については航空基地派遣隊というような名前のものを置くかと思っておりますが、それぞれ海上自衛隊の部隊を置くかと考えております。現在返還直後の規模として考えておりますものは、硫黄島の部隊については五十名程度、南鳥島の部隊については十名程度を考えております。将来二百名程度まで増強してまいりたい。もともとこれはこの地域でどの程度の訓練を行なうかということも関連してまいりますが、大体そういう考え方でございます。

○吉田(兼)委員 具体的な質問をもう一点だけさせていただきます。これは参事官にお願いいたします。いま米軍の持つておりますもの、ないし気象観測は、日本に接取になった以降これらがどういうようなウエイトを持つておるかということですね。気象観測設備なんかは、何らかの意味であの付近に出すのかどうか、これはどうですか。

○加藤(兼)政府委員 お答えいたします。もちろん小笠原あるいは南鳥島の気象観測上における位置というのは、非常に重要なものだと

思うわけでございます。したがって、今度返還になりますにおきましては、南鳥島の観測所は気象庁が引き継ぐ予定でございます。また父島におきまます観測も気象庁が引き継いでいく予定でございます。気象庁としてはこの二つの観測所を、いままで米軍がやつていましたよりも、もっと重点的に観測を実施したいという希望を持つておるようでございます。これはやはりこの両観測所が、わが本土における気象観測の上に非常に重要な位置にある、こういうことになるのであると私は思っております。非常に重要なものと考えます。

○吉田(兼)委員 時間がありませんので、質問ではございせんが、最後に締めくくりに意味で大臣に要望をして質問をやめたかと思っております。御答弁の中で大意は尽くされたかと思っております。また非常に酷な質問ばかり申し上げましたけれども、要は現島民、あるいは帰島島民との権利関係を特にはっきりしていただいて、トラブルを起こさないように厳重な監督をしていただきたいということがまず第一点でございます。

それと同時に、将来についての復興計画を早く政府が出されて、無益なトラブルを起こさないように、そういう配慮を特に政府に要求を申し上げまして、時間がございせんので、私の質問を終わります。

○床次委員長 齋藤実君。
○齋藤(実)委員 私は委員会開会時に資料要求いたしましたけれども、一体どうなっているのでしょうか。
○床次委員長 いま政府委員室に届いているようです。いまお配りします。
○齋藤(実)委員 少なくともこの法案についてはいろいろ問題もある。政令委任事項が非常に多い法案であるので、私は総務長官もいらしてやってる席上で資料要求して、私の質問までに提出してもらいたいということで了承したわけですが、こういうことでは私は困ると思うのですがね。少なくとも国会議員が法案を審議する場合に要求し

た資料を、責任を持って出してもらいたいと思う。どうですか。

○加藤(兼)政府委員 手違いでまことに申しわけございせんでした。

○齋藤(実)委員 私はこの法案を審議する以上は、これは小笠原の復帰に伴う法案であるから慎重に審議しようという立場で申し上げておるわけですから、ひとつ早急に出していただきたいと思っております。——いまいただきましたけれども、これはどのくらいの数があるのですか。調べられないのですよ。

○加藤(兼)政府委員 ちょっと件数は数えてみなかったのですが、五、六十はあるだろうと思っております。
○齋藤(実)委員 質疑の途中でいろいろまた御質問します。
総務長官にお尋ねしますが、今回の小笠原諸島の復帰に伴う暫定法律案は非常に政令委任事項が多い。具体的な内容、たとえば期間だとか年数だとかいうような細目にわたっての政令で委任の内容なんですね。それで非常に内容がわからないわけですね。これはいいいただきましたけれども、少なくとも審議する以上は、政令の仮案でもよいから、法案と同時にこれは委員会に提出して、国会の審議を経るのが私は正常なやり方ではないかと思っております。どうでしょうか。

○田中務大臣 お話のとおりでございます。私も、私どももそういたさなくては相ならぬのでございせんが、事務的に各省協議いたし、なおまたいろいろなそういうような法制化の問題で非常に忙殺されておりましたために、はなはだ御期待に沿い得なかったことを深くおわびを申し上げます。

○齋藤(実)委員 これは今後のこともありますが、また各委員も非常に不満なわけですね。少なくとも五、六十という政令がある。その政令もあわせてこの法案を審議するのがほんとうの立場だ、こういうふうに考えるわけですね。次に、復興法の問題ですが、この条文の中に復

興法は別に定めるといふふうになっておりますが、先ほどの答弁ではまだ白紙であるといふような答弁でありましたけれども、少なくとも小笠原の復興については、たとえばこれとこれをやるんだ、国立公園にするとかあるいは今度はそのことではないと思ひますけれども、軍事基地にするとか何かの幾つかの基本的な柱といふものを当然これはもう根本から考えなくてはいかぬ問題である、こゝういふふうで考えるのですが、どうでしょう。

○田中國務大臣 はつきりと申し上げまして、まだそこまで思ひ至っておりません。しかしながら、何と申しまして、島民の方々が生活をお続けになり、また帰島せられるにあたりまして、まずもっていたさなくてはならないのは、いわゆる港湾施設、道路、交通、電気、こゝういふう定着される方々の生活を当面維持するだけのいろいろな交通、通信、運輸、諸般の問題をまずもって行ないたい、先行投資をいたしたい、かように考えております。

○齋藤(実)委員 なるほどとありあえずの水道あるいは電気、港湾等、これは当然でございましょう。けれども、やはり国の方針はほかでもこゝういふ方針なんだ、こゝうならなければ、いま帰る人たかも本意になって乗り出していけないのではないかと、帰れないのではないかと、ですから、とにかく帰るだけ島へ帰らないと言ひだけでは、ほんとうの小笠原の復興といふことは名実ともにならないのではないかとこゝういふふうに考えるのですが、いかがですか。

○田中國務大臣 まず、新しいいろいろな計画、企業の進出といふようなことの以前に、ただいま申し上げたような、原住民並びに帰島希望者の方々が少なくとも生活されることができるようなものと考えますと、従来島におられた方々のやつておられたのは、農業経営あるいは漁業の問題、こゝういふうなこととございまして、それ以外に、たとえば、先ほども申しましたような、観光会社が島を買つてやりたいとか、あるいはまたボーイス

カウトや青年の諸君が青年の島としてユースホステルをつくりたいとか、それからまた、国立公園に指定してどうこうといふようなことがございまして、けれども、現時点におきましてはさういふところまでまいっておられない現状でございまして、農業経営をされる方あるいは漁業の経営をされる方、それさえ一体市場経営として成り立ち得るのかどうか、また、現地の生産に対する需給関係がどの程度まで最低まかない得るかといふうな、ほんとうに暫定のまた暫定といったような段階でございまして。

○齋藤(実)委員 それでは、いろいろな調査その他の準備期間が必要だといふ先ほどの答弁でございまして、けれども、細目は別として、復興法の柱といひますか、大まかな基本方針が政府としてきまるのは大体いつごろでございましょうか。

○田中國務大臣 これはわれわれの推定でございまして、けれども、来年度の通常予算の際には少なくとも復興法の案は出したい、かように考えておりますけれども、現実の問題を考慮合せてみますると、なかなかそれさえもむずかしいような気がいたすのでございまして。

○齋藤(実)委員 その問題はそれくらいにして、先ほど同僚委員のほうから総務長官に対して、一体小笠原の復興は国が責任を持つてやるのかどうかという質問がございまして、そのときに、国が東京都と相談をして考えるといふうな御発言がございましてけれども、私は、当然これは復興計画その他は国の責任でやるべきではないかといふふうに考えるのですが、再度総務長官の答弁を承りたいと思ひます。

○田中國務大臣 当面の問題といたしましては、ほとんど大部分が国の責任においてやらなければ、現実に軌道に乗らないという感じがいたします。しかし、そのことは、決して自治体たる東京都の権限を侵して国がやるのだという意味ではないことはどうぞ十分お考え願ひとうございまして。

それから凡百の仕事を対象別、所管別に分けますと、当然最終まで国がやらなければならぬ業務、たとえば通信業務でございまして、気象業務でございまして、さういふうな業務のもの、それから小笠原村といふものなり東京都なりの自治体の本来の業務であつて、しかし、それが形成されるまでの間にどうしても国が一応やらなければならぬ、やつて差し上げなければならぬといふうな業務と、こゝういふうなものに分類できると存じます。

○齋藤(実)委員 この間、東京都の美濃部知事が小笠原に視察に行つて帰つてきたときに、小笠原は国立公園にしたいといふ発言があつたように承つておりますが、この点について、総務長官どうお考えでございましょうか。

○田中國務大臣 これは前から厚生大臣が、新聞等にも、国立公園に指定したいといふ御意見がありました、さういふ、小笠原が全部国立公園にしてしまふといふことは一体いかに悪いかでございまして、さういふ国立公園になるところもございまして、さういふ調査し検討いたさなくては相ならぬ、かように考えます。

○齋藤(実)委員 この暫定措置法案の第五条、先ほど川崎委員が質問いたしました、公務災害補償法は現地にないのだといふうな答弁がありましたけれども、これはどうですか、そのとおりで間違いありませんか。

○桑原説明員 現地には労災保険法と称するものはございせん。ただ軍の内部指示によつて、具体的な傷病がございまして、軍の病院で治療する、こゝういふ実際の取り扱いが行なわれております。

○齋藤(実)委員 そうしますと、労災保険といふものは、アメリカに一体あるのですか、ないのですか。

○桑原説明員 アメリカにおきましては、各州ごとに労災保険法がございまして、

○齋藤(実)委員 そうしますと、先ほど労働省の方から答弁がありましたように、公務災害で現在二名がグアム島に入院しているといふ答弁でございまして、今回、今度の特例で日本が補償するの

だといふ考え方ですが、これは間違いございせんか。

○桑原説明員 午前中申し上げましたのは、二名の方が業務上で災害を受けられたといふことを申し上げたのでございまして。したがつて、それに對しましては、労災保険といふものは、加入してありませんとほんとうは補償ができないのですけれども、今回特例を設けまして、その方たちに対して、引き続きさういふ療養中でございすれば補償する、こゝういふことでございまして。

○加藤(泰)政府委員 いまの二人の方は、グアムではなくて、島におられるようでございまして。

○齋藤(実)委員 それは米軍の仕事をしておつて、公務災害で入院しているわけですか。

○桑原説明員 入院といふうなことで私ども情報を得ておりませんけれども、米軍の基地において公務のために災害を受けたといふうな情報を受けております。

○加藤(泰)政府委員 ただいまの二人は、足をけがされた方と目をけがされた方で、入院はしてないわけでありまして、一応はなおっているわけでありまして。

○齋藤(実)委員 そうしますと、雇用契約を結んでいるアメリカが当然その費用を負担するのがたてまえではないかと思ひますが、どうでしょう。

○桑原説明員 現地の実情を私ども十分につまびらかにいたしておりませんけれども、私どもが得ました情報では、軍の内部指示といふうなことをばを私ども聞いておりますが、内部指示によつてけがをされた方には米軍の病院で療養、治療をさせておる。したがつて、その根拠が法令その他があるといふことも十分はつきりいたしておらないわけでございます。ただ一般的に、さういふ傷病が今後起こりますれば、そこが当然責務を持つといふのが一般上の、民法上の原則であると思ひますが、その軍における根拠法規といふものはつきりいたしておりません。ないのでないかといふのが私どもの推察でございまして。

○斎藤(実)委員 日本国とアメリカ合衆国との間の協定の第五条に「アメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。」というふうにはっきりと規定されておるわけです。これはアメリカが責任を持つ、こういうふうな解釈ができると思うのですが、どうでしょうか。

○加藤(泰)政府委員 その点につきましては、午前中に川崎先生でございましたが、御質問があったように思いますが、外務省のほうに聞いてみましたところ、アメリカのほうで適用されます法律は外国人賠償法になると思います。したがって、アメリカのほうでは、返還するまでに外国人賠償法に基づく限りにおいては一応の処理をしていくつもりだということをお知らせしているという話を聞いております。したがって、賠償法による関係上、これはいま先生が御指摘のように、ただし書きのほうの請求権は放棄しないというその法のあれとして考えますれば、現実には外国人賠償法でもまだ請求権が残っており、したがって、ただし書きの規定が働くであろうというふうに思います。しかし、いま申し上げますように、アメリカとしては返還までにはそれを処理していくつもりだということをお知らせしていることとござい

ますから、その点につきましては、一応返還の時点においては処理されるということをお知らせしては十分期待しておるわけでございます。

ただ、私がお答えしているかどうか、むしろ労働省の方のほうで適当かもしれません、五条との関係におきましては、そういう損害賠償請求権的なものの問題ではなくて、それ以外の一種の社会保障的な問題ではないかと、そういうような問題の処理として第五条が特別の規定として設けられたというふうな実はとっておるわけでございます。

○斎藤(実)委員 労働省、間違ひありませんか。どうですか、その点は。はっきりしてもらいたいと思ひます。

○桑原説明員 ただいまの損害賠償法というもの

につきましましては、私も十分まだ内容をつまびらかにいたしておりませんけれども、おそらく米軍と使用された労働者との間の損害賠償の問題が中心になると思います。労災保険のほうは、損害賠償という観点からやはずれまして、それよりもや広い意味で、たとえばけがをし、あるいはまた不幸にしてなくなつた場合には、一般的な損害賠償では一時金で処理されるということになりますけれども、わが国の労災保険法で申し上げますと、社会保障的な色彩がございまして、な

つては重い方に対しては年金を出すとか、障害補償にいくということもございまして、やはり本土並みに手厚い保護をするという必要が当然あるのかと思ひます。そういう意味で今回特例を設ける必要がございました。

○斎藤(実)委員 私の申し上げておるのは、この五条の「アメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。」というふうになっておるわけですね。ですから、アメリカと島民がどういふ契約を結んで、あるいは損害賠償も含むかもしれま

せんし、あるいは治療費の問題もあるわけでしょう。ここで返還になって日本の施政下に入るわけですね。その時点でまだ治療費が必要であるとかあるいは損害賠償という問題があった場合に、これは当然アメリカに支払いの義務があるんだ、アメリカに請求する権利があるのではないかと、こういうふうには質問しておるのです。それで、この条文はおかしいのではないかと、こういうことを聞いておるわけですね。

○加藤(泰)政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、現地における法令によつて請求権を与えられておるものについては含まれていない——含まれていないというのは放棄しないということですが、その趣旨を実は申し上げたつもりでござい

ます。外国人損害賠償法というの、アメリカ合衆国の法律でございしますが、それはアメリカ軍が海外で損害を起こしたときに、損害を、いわゆる権利としてということではこの法律ではございませ

んけれども、そういう損害が生じたときには補償してやるという法律でございします。したがって、先ほど労働省の方が触れられましたように、小笠原諸島におきましては、ほかに適用される法律としては、特に労災法的なものはないわけですね。結局アメリカにおきましては、各州でそれぞれつくつておるということもございします。で、また小笠原そのものをアメリカは異法地域として考へて処理していたのでございします。で、そういう意味におきまして外国人損害賠償法そのものは小笠原であらうと沖繩であらうとやはり適用される余地を持つておるわけでございます。そういう外国人損害賠償法、この法律による請求権というものがもし残つておるとすれば、ただし書きで、放棄しない、こういうことであるわけでございますが、私、さっき申し上げましたように、アメリカ側の意思として、現実には、現在も請求権が残つておるかどうかと、ちよつとつまびらかでござい

ませんが、アメリカの意思としてもし残つておるとすれば、返還までに処理していきなすという言明をしておるといふことを外務省から聞いております。したがって、ただし書きの問題といたしましては、少なくともいまの外国人損害賠償法に關係したものとしまして、もし労災関係の請求権があるといふふうには、返還までには処理されるであらうといふふうには私は考へておるわけでございます。したがって、先ほどの二人の方につきましては適用関係におきましては、むしろ社会保障的な面において特例を設ける必要があるという趣旨でございします。

○斎藤(実)委員 私は、小笠原の二名の方だけではなくして、今度は沖繩が返還される場合に、当然この問題もまた起きてくると思ひます。ですから、いまの参事官の答弁ではどうもあいまいなもので、正式な外務省の見解を私は承りたいと思ひますが、どなたか来ておりませんか。

○加藤(泰)政府委員 来ておりませんが……。

○斎藤(実)委員 あと続けましょうか。

○床次委員長 あと五分ばかりですが、なるべくきょうやっていたきたいのですが……。

○斎藤(実)委員 まだだいたいありますがね。

○床次委員長 それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会